

土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知について

〔昭和60年4月1日60構改B第499号
令和7年3月24日6農振第2639号最終改正〕

構造改善局長から

各地方農政局長
北海道開発局長
各開発建設部長
沖縄総合事務局長
各都道府県知事

）あて

土地改良財産の管理及び処分に関する取扱いについて、この度別添のとおり、「土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達」（昭和41年7月21日付け41農地B第3457号）の全部を改正したので、下記事項を留意の上、その取扱いの適正を期されたい。

記

1 他の法令との関係

土地改良法及び同法施行令の土地改良財産関係規定は、国有財産法の特例を規定したものであり、したがって、土地改良財産の管理及び処分について土地改良法及び同法施行令に定めないものは、国有財産法の規定によるものである。

なお、土地改良財産の管理及び処分に関する事務の準則を定めた土地改良財産取扱規則（以下「取扱規則」という。）は、農林水産省所管国有財産取扱規則（以下「総括規則」という。）の特則であるので、取扱規則に特別の定めのないものの取扱いについては総括規則によることとなる。

2 土地改良法及び同法施行令の土地改良財産関係規定の適用を受けないもので国営事業（代行事業を含む。）によって造成された施設等の管理及び処分についての取扱い

土地改良法の規定によらないで施行した農業水利、開墾、埋立て、干拓等の国営事業により造成された施設および敷地の管理及び処分については、従来どおり国有財産法その他の法律の規定に反しない限り土地改良法及び同法施行令の趣旨に準じて取り扱うこととする。

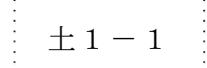
3 予定管理方法等を定めない土地改良施設の取扱い

新たに国営土地改良事業を開始しようとする場合には、当該国営事業によって造成されるべき土地改良施設のうち土地改良法施行規則で定めるものがあるときは、土地改良法第85条第2項、第85条の2第2項若しくは第7項、第85条の3第2項若しくは第7項、第85条の4第4項、第87条の2第2項若しくは第3項又は第87条の4第2項の規定により当該施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項（以下「予定管理方法等」という。）を定

めることとなっているが、予定管理方法等を定めない土地改良施設についても、関係都道府県知事が当該施設の管理を土地改良区等（土地改良区、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。）へ受託させることにつき責任をもって善処する旨の書面を、あらかじめ、提出させるものとする。

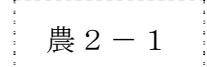
土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知

凡 例

凡例①  - 
(イ) (ロ)

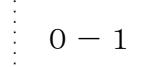
(イ) 1は、基本通知目次の第1 総則を示す。

(ロ) 土1－1は、土地改良財産取扱規則第1条についての説明のうち第1番目のものであることを示す。

凡例②  - 
(イ) (ロ)

(イ) 1は、基本通知目次の第1 総則を示す。

(ロ) 農2－1は、農林水産省所管国有財産取扱規則第2条についての説明のうち第1番目のものであることを示す。

凡例③  - 
(イ) (ロ)

(イ) 2は、基本通知目次の第2 取得、所属替及び所管換を示す。

(ロ) 0－1は、基本的事項についての説明のうち第1番目のものであることを示す。

目 次

頁

第1 総 則		
1-土1-1	管理及び処分の根拠	1
1-農2-1	部局長の権限	1
1-農2-2	部局長の範囲	1
1-土2-1	〃	2
第2 取得、所属替及び所管換		
2-0-1	削除	3
2-0-2	削除	3
2-0-3	国営土地改良事業による他者の所有に係る財産への 必要な工事	3
2-0-4	共同工事によって生ずる施設	3
2-0-5	所属替	4
2-農9-1	所管換	4
2-土3-1	壳戻約款附購入	5
第3 管理委託		
3-土5-1	管理委託の方針	5
3-土5-2	管理者の選定	5
3-土5-3	管理受託の時期	5
3-土5-4	管理委託の準備	6
3-土5-5	管理委託の手続	6
3-土5-6	管理委託に伴う注意事項	6
3-土5-7	〃	6
3-土5-8	〃	6
3-土5-9	〃	6
3-土5-10	〃	6
3-土5-11	〃	6
3-土5-12	〃	7
第4 他の法令による管理との関係		
4-土7-1	道路との兼用工作物となる場合の取扱い	7
4-土8-1	河川法による河川の指定等のあった場合の取扱い	7
4-土8の2-1	河川管理施設との兼用工作物となる場合の取扱い	7
4-土9-1	海岸保全区域に指定された場合の取扱い	7
第5 他目的使用等		
5-0-1	他目的使用等の承認又は許可の基準	7
5-0-2	他目的使用等の承認又は許可の申請	8
5-0-3	〃	8
5-0-4	他目的使用等の使用料	8
5-0-5	他目的使用料の徴収	11
5-0-6	〃	11

5 - 0 - 7	〃	・・・・・・・・・・・・・・	11
5 - 0 - 8	〃	・・・・・・・・・・・・	11
5 - 0 - 9	農業用用排水施設への家庭雑排水等の排出の取扱い	・・	11
5 - 土11- 1	委託済財産の他目的使用等の承認	・・・・・	11
5 - 土11- 2	委託済財産の他目的使用等の期間の特例	・・・・・	11
5 - 土12- 1	未委託財産の他目的使用等の許可	・・・・・	12
5 - 土12- 2	未委託財産の他目的使用等の期間の特例	・・・・・	12
5 - 土12- 3	〃	・・・・・	12

第6 改築、追加工事等及び原因者工事

6 - 土5・14- 1	改築、追加工事等の取扱い	・・・・・・・・	12
6 - 土5 - 1	〃	・・・・・・・・	12
6 - 土5 - 2	原因者工事の取扱い	・・・・・・・・	12
6 - 土14の2 - 1	改築、追加工事等の取扱い	・・・・・・・・	13
6 - 土15 - 1	原因者工事の取扱い	・・・・・・・・	13

第7 用途廃止、譲渡及び売払い

7 - 土18 - 1	用途廃止等の手続	・・・・・・・・	13
7 - 土20 - 1	土地改良法による譲与	・・・・・・・・	13
7 - 土20 - 2	〃	・・・・・・・・	13
7 - 土20 - 3	〃	・・・・・・・・	14
7 - 土20 - 4	〃	・・・・・・・・	14
7 - 土20 - 5	〃	・・・・・・・・	14
7 - 土20 - 6	〃	・・・・・・・・	14
7 - 土20 - 7	〃	・・・・・・・・	14
7 - 土20 - 8	〃	・・・・・・・・	14
7 - 土22 - 1	〃	・・・・・・・・	14
7 - 土22 - 2	〃	・・・・・・・・	15
7 - 土22 - 3	〃	・・・・・・・・	15
7 - 土22 - 4	〃	・・・・・・・・	15
7 - 土22の2 - 1	道路法に基づく譲与	・・・・・・・・	15
7 - 土22の2 - 2	〃	・・・・・・・・	15
7 - 土22の2 - 3	〃	・・・・・・・・	15
7 - 土22の2 - 4	〃	・・・・・・・・	15
7 - 農21 - 1	売払代金の額の算定	・・・・・・・・	16

第8 共有持分の付与

8 - 0 - 1	共有持分付与の基準	・・・・・・・・	16
8 - 0 - 2	共有持分付与に伴う調整等	・・・・・・・・	16
8 - 0 - 3	〃	・・・・・・・・	16
8 - 0 - 4	〃	・・・・・・・・	16
8 - 0 - 5	〃	・・・・・・・・	16
8 - 0 - 6	共有持分付与の対価	・・・・・・・・	17
8 - 0 - 7	共有対価交付金の交付	・・・・・・・・	17
8 - 土22の3 - 1	共有持分付与の申請	・・・・・・・・	17
8 - 土22の3 - 2	共有持分付与の協定	・・・・・・・・	17

8 - 土22の3 - 3 共有持分付与に係る施設の共同管理協定	17
----------------------------------	----

第9 土地改良財産台帳等

9 - 土24- 1 台帳への登載の時期等	17
9 - 土24- 2 台帳の記載上注意すべき事項	18
9 - 土24- 3 " "	18
9 - 土24- 4 " "	18
9 - 土24- 5 " "	18
9 - 土24- 6 " "	18
9 - 土24- 7 " "	18
9 - 0 - 1 管理台帳	18
9 - 0 - 2 土地改良施設の更新に係る土地改良財産台帳等 の取扱い	18
9 - 0 - 3 代行地区における処分の通知	19

第10 報 告

10 - 土27- 1 定期報告	19
10 - 土27- 2 "	19
10 - 0 - 1 管理状況等の報告	19

第1 総則

(管理及び処分の根拠)

1-土1-1 土地改良財産の管理及び処分については、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)及び土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)に定められているほか、補充的に国有財産法(昭和23年法律第73号)及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)の適用があり、また、管理及び処分の取扱方法については、土地改良財産取扱規則(昭和34年農林省訓令第23号。以下「取扱規則」という。)に定められているほか、補充的に農林水産省所管国有財産取扱規則(昭和34年農林省訓令第21号。以下「総括規則」という。)の定めるところによる。

(部局長の権限)

1-農2-1 部局長(取扱規則第2条に規定する者をいう。以下同じ。)は、土地改良財産の管理及び処分に関し、総括規則第2条第1項各号に掲げる事務を除くすべての事務の処理を行うものであるが、事務の処理に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 取扱規則又は総括規則の規定により、あらかじめ、農村振興局長又は農林水産大臣の承認又は指示を受けなければならないとされている事務については、それぞれ、あらかじめ、当該承認又は指示を受ける手続をとること。
- (2) 事の異例に属する事務については、総括規則第28条の規定により、農林水産大臣に報告してその指示を受けること。
- (3) 取扱規則又は総括規則の規定により農村振興局長又は農林水産大臣への報告をしなければならないとされている事務については、それぞれ速やかに当該報告を了すること。
- (4) 総括規則第2条第3項の規定に基づき事務所長又は事業所長に土地改良財産の管理に関する事務の一部を分掌させたときは、十分な指導、監督を行うこと。

(部局長の範囲)

1-農2-2 総括規則の土地改良財産関係各条項中の「部局長」は、次に掲げるとおりとする。

条	項	見出し	地方農政局長 沖縄総合事務 局長	北海道開発局長	開発建設部長	農村振興局長
3		管理及び処分の通則	○	○	○	○
4		現状の調査	○	○	○	○
7		取得前の処置	○	×	○	×
8		登記の嘱託	○	×	○	×
9	1	所管換	○	×	○	○
	2		○	×	○	○
10		他の省庁への所管換	○	×	○	○
18	1	普通財産の貸付等	○	○	×	○
	2		○	○	×	○
19		貸付等の報告	○	○	×	○
19の2	1	損失補償	○	○	×	○
	2		○	○	×	○
	3		○	○	×	○
20		譲与	○	○	×	○
21		売扱い	○	○	×	○
22		売扱いの報告	○	○	×	○
23		損害の賠償	○	○	×	○
24		売扱代金の延納	○	○	×	○
25	1	管理及び処分の特例	○	○	○	○
	2		○	○	○	○
26の2			○	○	×	○

条	項	見出し	地方農政局長 沖縄総合事務 局長	北海道開発局長	開発建設部長	農村振興局長
28			○	○	○	○
29		国有財産の引渡しを受ける 場合の確認	○	○	○	×
31		被　害　報　告　等	○	○	×	○
33	1	境　界　決　定　の　報　告	○	○	×	○
	2		○	○	×	○
37		国有財産台帳に登録する土 地及び建物の面積	○	○	×	×
38		国有財産増減及び現在額計 算書及び国有財産無償貸付 状況計算書	○	○	×	○
39		国有財産増減及び現在額報 告書	○	○	×	○
40		国有財産見込現在額報告書	○	○	×	○
42		国有財産無償貸付状況報告書	○	○	×	○

(注) 1 ○印は、横欄に掲げる各者が縦欄に掲げる各事務につき部局長に該当することを示す。

2 ×印は、横欄に掲げる各者が縦欄に掲げる各事務につき部局長に該当しないことを示す。

1- 土2-1 取扱規則第2章及び第3章中の「部局長」は、次に掲げるとおりとする。

条	項	見出し	地方農政局長 沖縄総合事務 局長	北海道開発局長	開発建設部長	農村振興局長
3	1	購　　入	○	×	○	×
	2		○	×	○	×
4	1	寄　附　の　受　納	○	×	○	×
	2		○	×	○	×
4の2	1	基幹的な土地改良施設の指 定に関する措置	○	○	×	×
	2		○	○	×	×
	3		○	○	×	×
5	1	管　理　委　託　の　協　定	○	○	×	×
	2		○	○	×	×
7		道路法による路線の認定に 関する措置	○	○	×	×
8		河川法による河川の指定又 は河川管理施設とすること についての同意に関する措置	○	○	×	×
8の2		河川法による兼用工作物の 工事等の協議に関する措置	○	○	×	×
9		海岸法による海岸保全区域 の指　定　に　関　す　る　措　置	○	○	×	×
11	1	他　目　的　へ　の　使　用　等	○	○	×	×
	2		○	○	×	×
	3		○	○	×	×
	4		○	○	×	×
12	1		○	○	×	×
	2		○	○	×	×
	3		○	○	×	×
	4		○	○	×	×

条 項	見出し	地方農政局長 沖縄総合事務 局長	北海道開発局長	開発建設部長	農村振興局長
14	改築、追加工事等	○	○	×	○
14の2		○	○	×	○
15	原因者工事	○	○	×	○
17	関係地方公共団体等の協議 の承認	○	○	×	○
17の2	都道府県知事への裁定申請 の承認	○	○	×	○
18 1	用途廃止	○	○	×	○
2		×	○	×	×
19 1	付替工事による交換	○	○	×	×
2		○	○	×	×
20	土地改良財産の譲与	○	○	×	×
21 1		○	○	×	×
2		○	○	×	×
22		○	○	×	×
22の2 1		○	○	×	×
2		○	○	×	○
22の3 1	共有特分の付与	○	○	×	○
2		○	○	×	○
3		○	○	×	×
23	土地改良事業の地域に含め ることの承認	○	○	×	○
24	土地改良財産台帳	○	○	×	×
26 1	滅失等の報告	○	○	×	○
2		○	○	×	×
27	定期報告	○	○	○	×
28 1	経由	○	○	×	×
2		○	○	×	×
3		×	×	○	×

(注) 1 ○印は、横欄に掲げる各者が縦欄に掲げる各事務につき部局長に該当することを示す。

2 ×印は、横欄に掲げる各者が縦欄に掲げる各事務につき部局長に該当しないことを示す。

第2 取得、所属替及び所管換

2-0-1 削除

2-0-2 削除

(国営土地改良事業による他者の所有に係る財産への必要な工事)

2-0-3 国営土地改良事業により他の省庁又は他人の所有に係る財産につき、当該事業の目的を達成するために必要な工事を施行する場合には、あらかじめ、当該工事の施工方法、当該工事により造成される施設の帰属及び管理方法について相手方と協議し、契約を締結しておくものとする。

なお、当該契約は、別紙様式第1号を標準とするものとする。

(共同工事によって生ずる施設)

2-0-4 国営土地改良事業の工事を発電事業、水道事業その他公共の利益となる事業(以下「公益事業」という。)との共同工事として施行する場合には、あらかじめ、当該共同工

事により造成される施設の帰属並びに管理者及び管理方法に関する基本的な事項につき、当該公益事業の施行者と協議し、契約を締結しておくものとする。

(所属替)

2-0-5 土地又は工作物その他の物件の所属替を受けようとするときは、当該物件の各区分ごとに下記により取り扱うものとする。

区分 処理	1			2		
	土 地	建 物	土地及び建物 以外のもの	土 地	建 物	土地及び建物 以外のもの
	2,000平方 メートル以下	1,000平方 メートル以下	3,000万円 以下	2,000平方 メートルを 超えるもの	1,000平方 メートルを 超えるもの	3,000万円を 超えるもの
処理権者	部 局 長			部 局 長		
協議の 相手方	協議不要			部局長→ 財務事務所長等		

(注) 1 建物の面積は、延べ面積を示す。

2 土地及び建物以外のものの金額は、各区分ごとの見積価格を示す。

3 「財務事務所長等」とは、国有財産総括事務処理規則（昭和29年5月15日大蔵省訓令第5号）第2条第2項に定めるものをいう。

4 関係法令等

国有財産法第14条第4号、国有財産法施行令第11条第1号の2

国有財産総括事務処理規則第22条第1項、第2項

(所管換)

2-農9-1 土地又は工作物その他の物件の所管換を受けようとするときは、当該物件の各区分ごとに下記により取り扱うものとする。

区分 処理	1			2			3		
	土 地	建 物	土地及び 建物以外 のもの	土 地	建 物	土地及び 建物以外 のもの	土 地	建 物	土地及び 建物以外 のもの
	1,500平方 メートル 以下	600平方 メートル 以下	3,000万円 以下	1,500平方 メートル ～ 10万平方 メートル	600平方 メートル ～ 1万5千平方 メートル	3,000万円 ～ 1億円	10万平方 メートルを 超えるもの	1万5千平方 メートルを 超えるもの	1億円を 超えるもの
処理権者	部 局 長			部 局 長			部 局 長		
協議の 相手方	協議不要			部局長 → 財務事務所長等			部局長 → 財務局長等		

(注) 1 建物の面積は、延べ面積を示す。

2 土地及び建物以外のものの金額は、各区分ごとの見積価格を示す。

3 ~印は、「下限の数値を超えて上限の数値以下」の範囲を示す。

4 「財務事務所長等」及び「財務局長等」とは、国有財産総括事務処理規則第2条第1項及び第2項に定めるものをいう。

5 関係法令等

国有財産法第12条、国有財産法施行令第7条、第7条の2

国有財産総括事務処理規則第22条第1項、第2項

(売戻約款附購入)

2－土3－1 国営土地改良事業のために土地を購入しようとする場合において、当該事業の変更その他の事由により購入した土地の全部又は一部を当該事業の用に供しなくなることが予想され、かつ、相手方から申出があるときは、当該購入契約書において不用となつた部分につき売戻しを行う旨の特約をすることとし、売戻しの条件として次の事項を記載するものとする。

- (1) 相手方において当該土地を事業の用に供しなくなった旨の通知を受けたときは、直ちに当該通知を受けた部分を買い受けるべきこと。
- (2) 売戻しの有効期間は、5カ年以内とすること。
- (3) 売戻しの価額は、当該土地を購入したときの価額とすること。
- (4) 当該契約に基づく相手方の権利は、第三者に承継しないものとすること。

第3 管理委託

(管理委託の方針)

3－土5－1 土地改良財産のうち大規模なダムその他のえん堤等の施設で治水、利水等の面において高度の公共性を有するとともにその管理に当たって特別の技術的配慮を必要とし、かつ、施設又はその操作による利害が2都府県以上（北海道及び沖縄県において行われるもの並びに同一の水系における複数の国営土地改良事業により造成された施設で一元的に管理することが必要と認められるものにあっては、この限りでない。）にわたるものの中必要と認められるものについては、国が管理するものとし、それ以外の施設は原則として法第94条の6第1項の規定によりその管理を「土地改良施設の管理主体の選定指針について」（平成6年7月6日付け6構改A第476号農林水産省構造改善局長通知）の別紙「土地改良施設の管理主体の選定指針」（以下「選定指針」という。）の定めるところにより、都道府県又は土地改良区等（土地改良区、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）に委託するものとする。

(管理者の選定)

3－土5－2 部局長は、原則として、次に掲げる施設（これと一体的に管理すべき権門、防災施設、水管理施設、発電施設等及び附帯施設を含む。）ごとに、次に掲げる者に対して管理の委託を行うものとする。

- (1) ダムその他のえん堤及び揚水施設 当該施設に係る予定管理方法等（法第85条第2項、第85条の2第2項若しくは第7項、法第85条の3第2項若しくは第7項、法第85条の4第4項又は第87条の2第2項若しくは第3項に規定する予定管理方法等をいう。）においてその管理者として定められた者
- (2) ため池、えん堤及び揚水施設 当該施設に係る予定管理方法等（法第87条の4第2項に規定する予定管理方法等をいう。）においてその管理者として定められた者
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）による路線認定を得られる道路 当該道路につき道路管理者となる者
- (4) 干拓堤防 都道府県又は市町村
- (5) 前各号に掲げる施設以外の施設 土地改良区等

(管理委託の時期)

3－土5－3 部局長は、国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了したときにおいて、次の取扱いにより速やかに管理委託を行うものとする。

- (1) 国営土地改良事業の工事の完了

国営土地改良事業の工事が完了したときとは、当該事業に係る土地改良事業計画に定められたすべての施設が竣工したときとする。（施設機能監視制度実施要綱（平成5年10月20日付け5構改D第720号農林水産事務次官依命通知）に基づく施設機能監視制度を

適用する地区にあっては、同要綱第3の1に定める指定工程以外のすべての工事が完了したものとして地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）の認定があったときとする。以下同じ。）。

(2) 施設完了

施設完了したときとは、国営土地改良事業により造成される施設群の一が竣工し、その効用の全部又は一部を發揮しているものとして地方農政局長の認定があったときをいうものとする。

(管理委託の準備)

3-土5-4 部局長は、国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了する以前において、当該事業により造成される土地改良財産につき、3-土5-2の規定により選定された管理者（以下「管理受託予定者」という。）に対し、あらかじめ次に掲げる事項を通知するものとし、当該管理受託予定者から当該通知に基づき作成した別紙様式第2号の別記第3の管理方法書の案を提出させるとともに、管理の具体的方法につき協議するものとする。

(1) 当該財産の所在及び種類

(2) 移管の年月日

(3) 別紙様式第2号の別記第3の管理方法書において基本となるべき事項

(管理委託の手続)

3-土5-5 取扱規則第5条第1項の協定書は、別紙様式第2号によるものとする。

(管理委託に伴う注意事項)

3-土5-6 部局長は、ダムその他のえん堤の管理を委託する場合には、管理受託予定者に対し、法第57条の2（第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第93条の2の規定により管理規程を定め（「土地改良施設の管理規程について」（昭和40年5月20日付け40農地B第1629号農林省農地局長通知）により作成するものとする。）、又は変更するよう指導するものとする。

3-土5-7 部局長は、揚水施設等に係る電気施設（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当するものに限る。）の管理を委託する場合には、管理受託予定者に対し、同法第42条第1項の規定により保安規程を定め、又は同条第2項の規定により変更したときの経済産業大臣への届出並びに同法第43条第1項及び第2項の規定による主任技術者の選任を行うよう指導するものとする。

3-土5-8 部局長は、ダム（河川法（昭和39年法律第167号）第44条第1項に規定するダムをいう。）の管理を委託する場合には、管理受託予定者に対し、同法第47条第1項の規定により操作規程を定め、又は変更し、かつ、同法第50条第1項の規定により管理主任技術者を選任して同法第7条に規定する河川管理者に届け出るよう指導するものとする。

3-土5-9 部局長は、水管理施設等に係る有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第2項に規定する有線電気通信設備の管理を委託する場合には、同法第3条第3項及び有線電気通信法施行規則（昭和28年郵政省令第36号）第4条の規定により、あらかじめ、総務大臣に届け出るものとする。

3-土5-10 部局長は、農業用用排水路の管理を委託した場合にあって、当該水路が土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第47条第2号（同規則第76条及び第76条の15において準用する場合を含む。）又は第68条の4の15第2号の規定により指定されたときは、管理受託者（令第57条第1項に規定する管理受託者をいう。以下同じ。）に対し、法第57条の2（第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）又は第93条の2の規定により管理規程を定めるよう指導するものとする。

3-土5-11 部局長は、小水力発電施設の管理を委託している場合には、管理受託者に対し、「国の補助に係る農業農村整備事業により整備された小水力発電施設の取扱いについ

て」（平成31年2月27日付け30農振第3035号農林水産省農村振興局長通知）及び「国の補助に係る農業農村整備事業により整備された小水力発電施設の取扱いの運用について」（平成31年2月27日付け30農振第3036号農林水産省農村振興局整備部長通知）に定められた内容に準じて売電収入を取り扱うよう指導するものとする。

3－土5－12 部局長は、太陽光発電施設の管理を委託している場合には、管理受託者に対し、「国の補助に係る農業農村整備事業により整備された太陽光発電施設の取扱いについて」（令和3年3月11日付け2農振第2835号農林水産省農村振興局長通知及び「国の補助に係る農業農村整備事業により整備された太陽光発電施設の取扱いの運用について」（令和3年3月11日付け2農振第2836号農林水産省農村振興局整備部長通知）に定められた内容に準じて売電収入を取り扱うよう指導するものとする。

第4 他の法令による管理との関係

（道路との兼用工作物となる場合の取扱い）

4－土7－1 土地改良財産である施設（農業用道路を除く。）につき、道路法第18条に規定する道路管理者から道路法による道路の路線の認定をする旨の連絡があった場合において、これを承認するときは、当該施設は同法第20条第1項に規定する兼用工作物となることとなるので、部局長は、当該施設の管理方法、費用負担等につき当該道路管理者と協議するものとする。

なお、当該兼用工作物は、土地改良財産であることに変わりはない。

（河川法による河川の指定等のあった場合の取扱い）

4－土8－1 土地改良財産たる水路、堤防等の施設を河川法による河川として指定し、又は河川管理施設とすることにつき、農村振興局長から差し支えない旨の指示があった場合には、部局長は、原則として当該施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件を国土交通大臣に所管換するものとする。

（河川管理施設との兼用工作物となる場合の取扱い）

4－土8の2－1 部局長は、土地改良財産である施設につき、河川管理者と河川法による兼用工作物に係る協議を行う場合には、当該施設の管理方法、費用負担等につき当該河川管理者と協議するものとする。

なお、河川管理施設との兼用工作物となった施設は、土地改良財産であることに変わりはない。

（海岸保全区域に指定された場合の取扱い）

4－土9－1 部局長は、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定による海岸保全区域の指定が土地改良財産である干拓堤防等（堤防、突堤、護岸、胸壁、その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設をいう。）の存する区域につき行われた場合には、当該干拓堤防等は土地改良法の規定に基づく管理（管理の委託を含む。）のほか、海岸法の規定により海岸管理者の管理権による規制が加えられることとなるので留意するものとする。

なお、部局長は、土地改良財産の存する区域が海岸保全区域の指定を受けたときは、当該海岸保全区域の公示をした都道府県公報の写しを土地改良財産台帳にとじ合わせるものとする。

第5 他目的使用等

（他目的使用等の承認又は許可の基準）

5－0－1 土地改良財産の他目的使用等についての令第59条及び取扱規則第11条の規定による承認又は法第94条の4の2第1項及び取扱規則第12条の規定による許可（以下単に「承認又は許可」という。）は、当該他目的使用等が当該財産の本来の用途又は目的を妨げな

いものであり、関係農家の利益に反しない場合に限り行うものとする。

(他目的使用等の承認又は許可の申請)

5－0－2 部局長は、土地改良財産の他目的使用等につき、承認又は許可の申請をしようとする者がある場合には、取扱規則第11条又は第12条に定める書類に、当該他目的使用等が当該財産の本来の用途又は目的を妨げないものであり、関係農家の利益に反しない旨の理由を記載の上、提出させるものとする。

5－0－3 土地改良財産の他目的使用等の申請書は、別紙様式第3号によるものとする。

申請書には、申請者の押印は求めないものとするが、申請書を受け付けるに当たっては、次に掲げる措置を講ずることにより、文書の成立の真正を証明する手段を確保するものとする。

(1) 繙続的な使用許可又は契約関係にある相手方の場合は、相手方との電子メールのメールアドレス、本文、日時等の送受信記録の保存、書面等でその確認を行った日時等の記録の保存又はその他部局長が適当と認める措置

(2) 上記(1)に該当しない新規の使用許可相手方の場合は、上記(1)に加え、申請前段階での本人確認情報（氏名、住所等及びその根拠資料としての運転免許証等）の記録及び保存、本人確認情報の入手過程（郵送受付又は電子メールでのPDF送付）の記録及び保存並びに文書若しくは使用許可に至る過程（電子メール等のやり取り）の保存又はその他部局長が適当と認める措置

(他目的使用等の使用料)

5－0－4 土地改良財産（公共用財産であるものに限る。以下この項において同じ。）の他目的使用等の場合の使用料の年額の算定方法については、次によるものとする。

(1) 使用料算定の基準

ア 農業用用排水施設を発電、水道等他の利水の用に供させる場合（かんがい用水の水利使用に従属しない場合に限る。）

(ア) 使用料は施設使用負担額に維持管理費負担額を加えて得た額とする。

(イ) (ア)の施設使用負担額は、次の算式により得た額とする。

a 当該施設が耐用年数を経過していない場合（建設費負担相当額）

$$G \times \frac{\left(1 - \frac{10}{100}\right)}{Ta} \times F$$

G……他目的使用等に係る施設（以下「他目的使用施設」という。）の建設に要した経費に他目的使用等の契約又は許可時を1.000とした時価換算率を乗じて得た額（以下「再調達原価」という。）

Ta……他目的使用施設の耐用年数（以下「耐用年数」という。）

10/100……他目的使用施設の耐用年数満了後における残存価格率（以下「残存率」という。）

F……分離費用身替妥当支出法、優先支出法又は使用度法によって他目的使用者が負担すべきものとして振り分けられた率（以下「使用負担率」という。）

なお、優先支出法は、農業用用排水施設を地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）の目的の達成に資する事業の利水の用に供させる場合並びに小水力発電用水、畜産用水等の利水の用に供せる場合であって、農林水産省の補助事業を適用して、当該利水のための施設を整備することができるもの（以下「補助事業適用利水」という。）に限り、適用することとする。

b 当該施設が耐用年数を経過している場合

$$G \times 10/100 \times 7/100 \times F$$

G ……再調達原価

10/100…残存率

7/100…使用料率

F ……使用負担率

(ウ) (ア)の維持管理費負担額は、次により得た額とする。

他目的使用施設の維持管理に要する経費に使用負担率を乗じて得た額又は当該維持管理に要する経費のうち他目的使用等による掛り増し分等を勘案して相当と認められる額

イ 農業用用排水施設を小水力発電用水、畜産用水等の利水の用に供させる場合（かんがい用水の水利使用に従属する場合に限る。）又は農業用用排水施設に廃水を排出させる場合

(ア) 使用料は施設使用負担額に維持管理費負担額を加えて得た額とする。

(イ) (ア)の施設使用負担額は、次の算式により得た額とする。

a 当該施設が耐用年数を経過していない場合

$$G \times \left(1 - \left(\frac{\left(1 - \frac{10}{100} \right)}{Ta} \times Tb \right) \right) \times \frac{7}{100} \times \frac{2}{10} \times F$$

G ……再調達原価

T a ……耐用年数

10/100…残存率

T b ……他目的使用施設の経過耐用年数

7/100…使用料率

2/10…調整率

F ……使用負担率

b 当該施設が耐用年数を経過している場合

$$G \times 10/100 \times 7/100 \times 2/10 \times F$$

G ……再調達原価

10/100…残存率

7/100…使用料率

2/10…調整率

F ……使用負担率

(ウ) (ア)の維持管理費負担額は、次により得た額とする。

他目的使用施設の維持管理に要する経費に使用負担率を乗じて得た額又は当該維持管理に要する経費のうち他目的使用等による掛り増し分等を勘案して相当と認められる額

ウ 土地改良施設に電柱、水道管、ガス管等の工作物を設置させる場合

(ア) 電柱等を設置する場合

使用料は、電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）が設置する場合にあっては電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第8条に定める額とし、電気事業者（電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）が設置する場合にあっては当該者が内規により定めた額とする。

(イ) 水道管、ガス管等を埋設する場合

使用料は、次の算式により得た額とする。

$$K \times M_a \times 2/100$$

K……再取得価格

再取得価格とは、次に掲げる土地の種別に対応して算出した単位面積当たりの額とする。

① 土地改良施設用地として買収した土地については、取得価格に他目的使用等契約時又は許可時を1.000とした時価換算率を乗じて得た額

② 有償で所管換又は所属替を受けた土地については、その時点の対価に他目的使用等契約時又は許可時を1.000とした時価換算率を乗じて得た額

③ 無償で所管換若しくは所属替を受けた土地又は寄附に係る土地については、他目的使用等契約時又は許可時の近傍類似地の評価額

M a ……地下埋設工作物の最大占有部分から垂直線が地表を画する部分の面積

2/100…使用料率

(ウ) 特別高圧架空電線（使用電圧7,000ボルトを越えるもの）の線下敷とする場合

使用料は、次の算式により得た額とする。

$$K \times H \times N \times 3/100 \times 3/10$$

K……再取得価格

H……特別高圧架空電線の幅員に両外側各3mを加えた幅

N……特別高圧架空電線の線下敷に使用する長さ

3/100…使用料率（地方の実情により2/100から4/100の範囲内においてその率を変更することができる。）

3/10…調整率（地方の実情及び土地の利用が妨げられる程度等により1/10から5/10の範囲内においてその率を変更することができる。）

(エ) その他の工作物

使用料は、次の算式により得た額とする。

$$K \times M_b \times 3/100$$

K……再取得価格

M b ……他目的使用等に係る土地の面積

3/100…使用料率（地方の実情により2/100から4/100の範囲内においてその率を変更することができる。）

エ 部局長は、アからウに掲げる以外の場合又はアからウ（ウの（ア）の場合を除く。）により算定することが著しく不適当と認める場合は別に使用料を定めることができるものとする。

ただし、建設費負担相当額について別に使用料を定める場合は、農村振興局長の承認を受けるものとする。

(2) 使用料算定の注意事項

(1)の場合（ウの（ア）の場合を除く。）における土地改良財産の時価換算等の評価については次によるものとする。

ア 土地改良財産の時価換算は、別に農村振興局長の定める基準による。

イ 土地改良財産の耐用年数は、別に農村振興局長の定める基準による。

(3) 国有財産法上の無償貸付等に該当する場合の特例

他目的使用等の目的が、国有財産法第18条第7項又は同法第19条において準用する同法第22条第1項に規定する無償使用に該当する場合には、当該他目的使用等に係る使用料は、無償とができるものとする。

(他目的使用料の徴収)

5－0－5 他目的使用料は、5－0－6に係るものを除き、管理の委託をした土地改良財産にあっては管理受託者が、管理の委託をしていない土地改良財産にあっては国が徴収するものとする。

ただし、他目的使用料の額が少額で徴収事務に係る経費に満たないと認められる場合にあっては、当該他目的使用料を徴収しないことができるものとする。

5－0－6 他目的使用料のうち農業用用排水施設を発電、水道等他の利水の用に供させる場合の建設費負担相当額については、当該土地改良財産を造成した国営土地改良事業に係る建設費負担割合に応じて按分し、国及び国以外の負担者がそれぞれの負担割合に応じて徴収するものとする。

なお、国は、当該他目的使用等が補助事業適用利水に係るものについては、当該補助事業に係る補助率を建設費負担割合から控除した率をもって算定した額を、徴収するものとする。

ただし、他目的使用料の額が少額で徴収事務に係る経費に満たないと認められる場合にあっては、当該他目的使用料を徴収しないことができるものとする。

5－0－7 管理の委託をした土地改良財産に係る他目的使用料のうち建設費負担相当額については、他目的使用等契約書において、国又は国以外の負担者に当該負担者が指定する方法により、他目的使用者が支払うべき旨を定めるものとする。

この場合において、他目的使用等契約書に国以外の者（管理受託者を除く。）に関する事項を定めるに当たっては、当該者の了承を得ておくものとする。

5－0－8 管理の委託をしていない土地改良財産に係る他目的使用料のうち建設費負担相当額については、許可に際して、国又は国以外の負担者に当該負担者が指定する方法により、他目的使用者が支払うべき旨の条件を付すものとする。

この場合には、別途国以外の負担者がそれぞれ他目的使用者との間において、建設費負担相当額の徴収につき契約を締結するものとする。

(農業用用排水施設への家庭雑排水等の排出の取扱い)

5－0－9 土地改良財産である農業用用排水施設への家庭雑排水その他の廃水の排出については、その排出する者の一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である場合（当該農業用用排水施設の原形に変更を及ぼす場合を除く。）には、当該農業用用排水施設の用途又は目的を妨げるものではないため、他目的使用等には該当しないものとする。

(委託済財産の他目的使用等の承認)

5－土11－1 管理の委託をした土地改良財産につき他目的使用等の承認をしようとする場合において当該他目的使用等が当該財産への改築、追加工事等を伴うものであるときは、部局長は、取扱規則第11条第1項に基づく申請に併せて取扱規則第14条に基づく改築、追加工事等の承認を申請させるものとする。この場合においては、取扱規則第11条第1項に掲げるもののほか、当該工事に係る取扱規則第14条各号に掲げる事項を記入した申請書を提出させるものとする。

(委託済財産の他目的使用等の期間の特例)

5－土11－2 他目的使用等の期間が5年を超える場合において令第59条第1項の承認をすることができる場合として取扱規則第11条第3項の「農村振興局長が別に定める場合」とは、次に掲げるような高度の公共性を有するものである場合とし、その期間は承認又は許可の日から起算して10年を超えない期間（ただし、(1)に掲げる場合において、使用料が当該期間内に改定された場合には、当該改定までの期間）とする。

なお、当該承認に係る期間については、特段の事情のない限り、5年（次に掲げる場合にあっては、10年）とするものとする。

- (1) 電気通信事業者、電気事業者等に送電施設の設置のため使用させる場合
- (2) ガス事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者をいう。）に、ガス事業の用に供する導管及びその附属設備を設置するため使用させる場合
- (3) 水道事業者（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）に、水道事業の用に供する導管及びその附属設備を設置するため使用させる場合
- (4) 地方公共団体に、下水道の排水施設及びその附属設備を設置するため使用させる場合
- (5) 道路管理者に、道路法の規定に基づく道路及びその附属設備を設置するため使用させる場合（ただし、道路法第20条第1項に規定する兼用工作物となる場合を除く。）
- (6) 鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者をいう。）等に、鉄道施設を設置するため使用させる場合
- (7) 個人住宅に進入するために設置する橋梁等軽微な工作物設置のために使用させる場合で、地域の実情等を考慮し部局長が適当と認めるとき

（未委託財産の他目的使用等の許可）

5-土12-1 管理の委託をしていない土地改良財産につき他目的使用等の許可をしようとする場合において、当該他目的使用等が当該財産への改築、追加工事等を伴うものであるときは、部局長は、取扱規則第12条第1項に基づく申請に併せて取扱規則第14条の2に基づく改築、追加工事等の承認を申請させるものとする。この場合においては、取扱規則第12条第1項各号に掲げるもののほか、当該工事に係る取扱規則第14条の2各号に掲げる事項を記入した申請書を提出させるものとする。

（未委託財産の他目的使用等の期間の特例）

5-土12-2 他目的使用等の期間が1年を超える場合にあってもその許可をすることができる場合として取扱規則第12条第3項の「農振興局長が別に定める場合」とは、次に掲げる他目的使用等の場合とする。

- (1) 国が直轄管理している土地改良財産に係る他目的使用等
- (2) 国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了する以前における5-土11-2で規定する高度の公共性を有する他目的使用等

5-土12-3 5-土12-2の(1)及び(2)の他目的使用等の期間は、取扱規則第11条第3項に定める取扱いに準じて定めるものとする。

ただし、5-土12-2の(2)の場合にあっては、当該土地改良財産に係る国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了する予定の日を超えない期間として定めるものとする。

第6 改築、追加工事等及び原因者工事

（改築、追加工事等の取扱い）

6-土5・14-1 部局長は、令第61条の規定による承認については、管理受託者以外の者が行う改築、追加工事等に係るものについてこれを行うものとする。

6-土5-1 部局長は、取扱規則第5条第2項第1号の規定による改築、追加工事等をしようとする者があるときは、別紙様式第4号による申請書に関係図面を添えて提出させるものとする。

なお、この場合にあっては、当該工事等のために負担することとなる用途を廃止する土地改良財産の撤去費用及び取壊し後に発生する古材の評価額が明確になるように記載させるものとする。

（原因者工事の取扱い）

6-土5-2 部局長は、取扱規則第5条第2項第2号の規定による原因者工事があるときは、別紙様式第5号による申請書に関係図面を添えて提出させるものとし、内容を審査した結果、適当と認めたときは、別紙様式第6号により契約を締結するものとする。

(改築、追加工事等の取扱い)

6-土14の2-1 6-土5-1の規定は、取扱規則第14条の2の規定による改築、追加工事等について準用する。

(原因者工事の取扱い)

6-土15-1 6-土5-2の規定は、取扱規則第15条の規定による原因者工事について準用する。

第7 用途廃止、譲与及び売払い

(用途廃止等の手続)

7-土18-1 公公用財産である土地改良財産の用途の廃止等の事務について、部局長は、次により処理するものとする。

(1) 用途を廃止することとした土地改良財産については、取扱規則第18条に規定する手続及び次の手続を経るものとする。

ア 部局長が管理している土地改良財産の場合は、あらかじめ、土地改良区等の関係機関の意見を徴すること。

イ 法第94条の6第1項の規定により管理を委託している土地改良財産である場合は、管理委託の協定を解除し、又は変更すること。

(2) 用途の廃止をした土地改良財産については、法第94条の3第1項、法第94条の4及び道路法第90条第2項の規定に基づく譲与を行う場合を除き売り払い、又は別紙様式第7号の通知を行って物品に編入する。

なお、売払いに係る売買契約書は、「普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について」(平成13年3月30日付け財理第1298号財務省理財局長通知)に準拠し作成するものとする。

(土地改良法による譲与)

7-土20-1 法第94条の3第1項及び令第55条の2の規定により譲与できる土地改良施設は、公共性の比較的高くない小規模のもので当該財産の受益団体の自主的管理を適当とするもの又は法令に基づき当該財産の管理が適切になされると認められるものであって、おおむね、次に掲げる種類のものとする。

(1) 水路

ダムその他のえん堤又は揚水施設((2)に掲げるものを除く。)に直接関連する基幹水路以外の水路

(2) 揚水施設

農業以外の用水の用に供されない揚水施設又は農地以外の排水受益面積が2割以下で、かつ、排水能力が一定規模(口径500mm、出力37kw(電動機)又は50ps(発動機))以下の揚水施設

(3) 道路

道路法による路線の認定を得られない道路

(4) 堤

河川、海岸又は湖岸等の第1線堤以外の堤

(5) 前各号に掲げる施設に附帯する施設

水路に附帯するスプリンクラー又は揚水施設に附帯する通信施設等

(6) 防風林

保安林指定のあった防風林

7-土20-2 部局長は、法第94条の3第1項の規定に基づく譲与の場合にあっては、別紙様式第8号の譲与申請書に、次の書類を添付させ、提出させるものとする。

(1) 市町村にあっては条例、土地改良区、農業協同組合及び農業協同組合連合会にあって

は定款又は規約

- (2) 当該年度の収支予算書又は前年度の収支決算書
- (3) 維持管理計画書の概要書
- (4) 関係図面

7－土20－3 部局長は、法第94条の3第1項の規定により土地改良区等から土地改良施設の譲与の申請があったときは、次に掲げる事項につき、その内容を審査するものとする。

- (1) 譲与申請のあった土地改良施設と土地改良財産台帳の記載事項との照合
- (2) 譲与の相手方の適格性
- (3) 譲与対象土地改良施設の維持管理計画
- (4) 譲与対象土地改良施設の受益地域が農業地域として存続することについての見通し
- (5) その他必要な事項

7－土20－4 法第94条の3第1項の規定により譲与しようとする土地改良施設の受益地域が、将来農業地域として存続する見通しのない地域に存する場合には、当該土地改良施設は譲与しないものとする。

7－土20－5 法第94条の3第1項の規定により土地改良施設を譲与しようとするときは、当該土地改良施設の種類、構造、規模等に応じた管理体制を具備する土地改良区等に対して譲与するものとする。

7－土20－6 部局長は、譲与申請書の審査の結果、土地改良財産を譲与することが適当であると認めるときは、次に掲げる事項について譲与の相手方と協議するものとし、協議が調った後において譲与する場合の取扱規則第20条の契約書は、別紙様式第9号によるものとする。

- (1) 当該財産の譲与契約の内容
- (2) 土地にあっては、所有権移転登記の嘱託手続
- (3) その他必要な事項

7－土20－7 部局長は、土地改良財産を譲与した後において必要があるときは、その管理状況に關し、実地に調査し、又は当該土地改良財産の譲与の相手方から報告を徴するものとする。

7－土20－8 部局長は、譲与の相手方から譲与に係る土地改良財産につき土地改良施設としての用途を廃止した旨の報告があったときは、直ちに現地において当該財産の現況を確認の上、譲与の相手方から期日を指定して当該財産を返還させるとともに、所有権移転登記承諾書を提出させ、速やかに、所有権移転登記を行うものとする。

7－土22－1 部局長は、法第94条の4の規定による土地改良財産の譲与を申請する者（以下「譲与申請者」という。）があるときは、別紙様式第10号による譲与申請書に、次の書類を添付させ、提出させるものとする。

- (1) 申請に係る土地改良財産（7－土22－1において単に「財産」という。）の機能等に関する現況調書
- (2) 財産を土地改良施設として使用する必要がなくなった理由又は使用することが不可能となった理由及び財産の管理受託者以外の者が譲与申請者である場合には、財産の管理受託者の意見
- (3) 譲与申請者が支出した管理費用であることを証明できる支出命令書及び決算書又はこれらに代わる書類（同条第1号に該当する申請の場合に限る。以下(4)及び(5)において同じ。）
- (4) 財産の管理により生じた収入がある場合には、その明細書
- (5) 財産について譲与申請者以外の土地改良区等が補助金等により管理費用を支出している場合には、その明細書及びその費用を支出した土地改良区等の意見書
- (6) 国の交付した承諾書等寄附のあったことを証明できる書類及び寄附の際特約をした場

合には、その特約があったことを証明できる書類（同条第2号に該当する申請の場合に限る。）

7-土22-2 部局長は、法第94条の4の規定により土地改良区等から土地改良施設の譲与の申請があったときは、次に掲げる事項につき、その内容を審査するものとする。

- (1) 譲与申請のあった土地改良施設と土地改良財産台帳の記載事項との照合
- (2) 法第94条の4第1号に該当する場合にあっては、当該土地改良区等の支出した管理の費用の額並びに当該土地改良区等以外の者が支出した補助金等の額及び譲与申請に係る土地改良施設と機能的に一体である土地改良財産たる土地改良施設（以下「国有土地改良施設」という。）の管理により生じた収入の額
- (3) 法第94条の4第2号に該当する場合にあっては、寄付を受けた後に経過した期間
- (4) その他必要な事項

7-土22-3 法第94条の4第1号に規定する土地改良施設について負担した管理の費用の額及び同号の規定により譲与できる土地改良施設の評価は、次によるものとする。

- (1) 管理の費用の額

土地改良区等において負担した管理の費用の額は、国有土地改良施設について当該土地改良区等が支出した管理の費用（当該土地改良区等以外の者が支出した補助金等の額を除く。以下同じ。）の各年度の支出額の累計額（国有土地改良施設の管理により生じた収入がある場合には、当該支出額の累計額から当該収入額を差し引いて得た額）とする。

- (2) 譲与に係る土地改良施設の評価

譲与申請に係る土地改良施設の評価は、原則として「国有財産評価基準について」（平成13年3月30日付け財理第1317号財務省理財局長通知。以下「評価基準」という。）に準拠するものとする。

7-土22-4 7-土20-6の規定は、法第94条の4の規定による土地改良財産の譲与について準用する。この場合において、7-土20-6中「第20条」とあるのは「第22条」と、「別紙様式第9号」とあるのは「別紙様式第11号」と読み替えるものとする。

（道路法に基づく譲与）

7-土22の2-1 部局長は、土地改良財産である道路につき、取扱規則第22条の2第1項の規定による路線の認定の申入れをする場合には、当該道路が造成された後において、速やかに別紙様式第12号の申請書によって行うものとする。

なお、当該道路が法第94条の6第1項の規定により管理を委託しているものである場合には、部局長は、あらかじめ、管理受託者と協議し、意見を徵しておくものとする。

7-土22の2-2 部局長は、土地改良財産である道路が道路法による路線の認定を受けた場合には、道路法第90条第2項の規定に基づき当該道路の道路管理者である地方公共団体へ譲与するものとし、当該譲与の申請を別紙様式第13号の申請書により行わせるものとする。

7-土22の2-3 7-土20-6の規定は、道路法第90条第2項の規定による土地改良財産の譲与について準用する。この場合において、7-土20-6中「相手方と」とあるのは「相手方と管理を委託している場合にあっては、管理委託協定の解除又は変更の時期について当該財産の管理受託者と」と、「第20条」とあるのは「第22条の2第3項」と、「別紙様式第9号」とあるのは「別紙様式第14号」と読み替えるものとする。

7-土22の2-4 道路法による路線の認定を受けた道路を構成する土地が一路線のすべてについて開拓財産であり、かつ、それ以前において一般会計又は国有林野事業特別会計所属の財産であったものであって、工作物その他の物件が土地改良財産であるときは、部局長は、当該土地を農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条第6項の規定により、なお従前の例によることとされた同法による改正前の農地法（昭和27年

法律第229号) 第74条の2の規定により譲与する場合を除き、7-土22の2-2にかかわらず、当該土地を農地法等の一部を改正する法律附則第8条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の農地法第80条第1項の規定により開拓不要地認定を行い旧所管省庁へ所管換又は所属替することに併せて、当該土地改良財産の用途を廃止するものとする。

(売払代金の額の算定)

7-農21-1 普通財産の売払代金の額の算定は、原則として評価基準に準拠するものとする。

なお、売払代金の額の算定が評価基準によることが著しく不適当と認める場合は、農村振興局長の承認を受けて別に売払代金の額を定めることができるものとする。

第8 共有持分の付与

(共有持分付与の基準)

8-0-1 基幹的な土地改良施設を構成する土地改良財産に係る法第94条の4の2第2項の共有持分の付与は、次の要件に適合する場合に限り行うことができるものとする。

(1) 発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要があること。

(2) 当該土地改良施設の本来の用途又は目的を妨げないこと。

(3) 当該土地改良施設の耐用年数が到来するまで使用することが見込まれること。

(4) 次のいずれかに該当することにより共有持分の付与が当該土地改良施設の有効利用に資すると認められること。

ア 農用地面積の減少等社会的、経済的変化により基幹的な土地改良施設の機能に余裕が生じていること。

イ 農業水利施設の整備等農業用水の利用の合理化を行うことにより基幹的な土地改良施設の機能に余裕が生じていること。

ウ 農業水利施設について改築、追加工事等を行ったことにより基幹的な土地改良施設の機能が高められていること。

エ その他当該土地改良施設の有効利用に資するものと認められること。

(共有持分付与に伴う調整等)

8-0-2 部局長は、共有持分の付与に当たっては、必要に応じて関係地域における農業用水の必要水量、面積の減少等に伴う余剰水量等について調査を行い、農業用水の利用に支障を来さないよう当該施設の管理方法等について管理受託者その他の関係者と調整を図るものとする。

8-0-3 部局長は、共有持分の付与に当たっては、あらかじめ、管理受託者その他の関係者に対して、維持管理事業計画の変更等当該共有持分付与に伴い必要な手続をとるよう指導するものとする。

なお、共有持分の付与に伴う当該土地改良財産の管理委託協定の変更は、第3の手続に準じ、共有持分の付与の手続と同時に行うものとする。

8-0-4 部局長は、共有持分の付与に当たっては、あらかじめ、国有財産法第14条第8号の土地又は建物の売払い等を行う場合に準じて財務大臣と協議するものとする。

ただし、8-0-6(1)アに基づき共有持分付与の対価を算出する場合には、当該協議を省略することができる。

8-0-5 部局長は、共有持分の付与に当たっては、当該共有持分付与が河川法第23条、第24条、第26条等の規定による手続を要するものであるときは、あらかじめ、その内容を河川管理者に連絡し、その処理につき調整を図るものとする。

(共有持分付与の対価)

8-0-6 共有持分付与の対価の算定方法については、次によるものとする。

(1) 対価算定の基準

ア 共有持分付与の対価は、次の算式により得た額とする。

$$G \times \left(1 - \left(\frac{\left(1 - \frac{10}{100} \right) \times Tb}{Ta} \right) \right) \times F$$

G……共有持分付与に係る施設の建設に要した経費に共有持分付与の契約時を1.000とした時価換算率を乗じて得た額

T a……共有持分付与施設の耐用年数

10/100……共有持分付与施設の耐用年数満了後における残存価格率

T b……共有持分付与施設の経過耐用年数

F……分離費用身替妥当支出法又は使用度法によって共有持分の付与を受けることとなる者が負担すべきものとして振り分けられた率

イ 部局長は、アにより算定することが著しく不適当と認める場合は農村振興局長の承認を受けて別に対価を定めることができるものとする。

(2) 対価算定の注意事項

(1)の場合における土地改良財産の時価換算等の取扱いについては、5-0-4の(2)を準用するものとする。

(共有対価交付金の交付)

8-0-7 法第94条の4の2第3項の規定による交付金の交付については、「土地改良財産共有対価交付金交付要綱」(昭和48年3月19日付け48構改B第931号農林事務次官依命通知)により行うものとする。

(共有持分付与の申請)

8-土22の3-1 取扱規則第22条の3第1項の申請書は、別紙様式第15号によるものとする。

なお、当該申請に係る土地改良財産が管理委託されているものであるときは、当該申請書に管理受託者の意見書を添付するものとする。

(共有持分付与の協定)

8-土22の3-2 取扱規則第22条の3第2項の協定書は、別紙様式第16号によるものとする。

(共有持分付与に係る施設の共同管理協定)

8-土22の3-3 部局長は、土地改良財産である土地改良施設の共有持分を付与するに当たって、共有持分の付与を受けることとなる者との間で、当該施設の共同管理の方法等につき別紙様式第17号により協定を締結するものとする。

なお、共有持分の付与に係る施設が管理の委託をしたものである場合には、当該協定締結の当事者として当該施設の管理受託者を加えるものとする。

第9 土地改良財産台帳等

(台帳への登載の時期等)

9-土24-1 土地改良財産の土地改良財産台帳への登載は、国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了したときにおいて当該事業の出来形設計書(土地調書を含む。)に基づいて行うものとする。ただし、法第94条の3第2項の規定による補償のために造成された財産については、この限りでない。

なお、国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了する以前において造成されてい

る土地改良施設については、別紙様式第18号の土地改良施設整理台帳により整理するものとする。

(台帳の記載上注意すべき事項)

9-土24-2 土地改良財産の価格の登録については、次の要領によるものとする。

(1) 公公用財産の台帳価格は、次による。

ア 工作物については、当該工作物一式の設置に要した費用の合計額。ただし、合計額によることが困難な工作物等にあっては見積額を登録し、備考欄にその旨を記載する。

イ 土地については取得価格、地上権、地役権その他これに準ずる権利については設定価格。ただし、寄附に係る土地等取得価格によることが困難なものについては、近傍類似地の価格を登録し、備考欄にその旨を記載する。

(2) 普通財産の台帳価格については、国有財産法施行令第21条の規定により価格を登録する。

9-土24-3 災害等により施設の全部又は一部が滅失し、又は損傷した場合には、当該滅失又は損傷に係る年月日、事由及び数量を備考欄に記載するものとする。また、当該滅失又は損傷に係る施設が災害復旧事業等により原形に復した場合には、その旨及びその年月日を備考欄に記載し、かつ、当該施設が災害復旧事業等によりその構造、規模又は数量に変更を生じた場合にあっては、当該変更を生じた部分につき構造及び規模欄又は数量欄を朱抹して訂正する。

9-土24-4 国営土地改良事業と他の事業との共同工事により造成し、又は法第94条の4の2第2項の規定により共有持分を付与した施設及びその敷地の共有持分については、共有者の氏名又は名称、共有持分率及び使用区分がある場合には、その内容を備考欄に記載するものとする。

なお、共有持分を付与したものにあってはその旨及びその年月日を得喪変更の事由欄に記載するものとする。

9-土24-5 通信施設の管理の委託をする場合において、当該通信施設を管理受託者に使用されることについての有線電気通信法第3条第1項の規定に基づく総務大臣への届出を行った場合には、その旨及びその年月日を備考欄に記載するものとする。

9-土24-6 7-土22の2-4により土地改良財産の用途を廃止した場合の土地改良財産台帳（普通財産）の整理（増減事由用語）は、「取りこわし」とするものとする。

9-土24-7 部局長は、法第94条の3第1項、法第94条の4又は道路法第90条第2項の規定により土地改良財産を譲与したときは、備考欄にその旨及び年月日を記載して整理するものとし、法第94条の3第1項の規定により譲与した場合又は道路法第90条第2項の規定により土地改良財産を譲与した場合にあっては別紙様式第19号の譲与施設整理簿により、法第94条の4第1号の規定により譲与した場合にあっては別紙様式第20号の譲与施設事跡簿により、直ちに整理しておくものとする。

なお、取扱規則第18条の規定により用途を廃止し、7-土18-1の(2)の規定により売り払い、又は物品に編入することとした土地改良財産については、備考欄にその旨及びその年月日を記載して整理するものとし、取扱規則第24条第2項に規定する土地改良財産台帳（普通財産）に記載するものとする。

(管理台帳)

9-0-1 令第62条の管理台帳は、別紙様式第21号によるものとする。

(土地改良施設の更新に係る土地改良財産台帳等の取扱い)

9-0-2 部局長は、土地改良財産である土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更又は当該土地改良施設に代わる土地改良施設の新設（国営土地改良事業により行われるものに限る。）として施行する場合の土地改良財産台帳の調整等については、「国営更新事業の実施に伴う土地改良財産台帳等の取扱要領について」（平成8年3月28日付

け8構改A第205号農林水産省構造改善局長通知)により行うものとする。

(代行地区における処分の通知)

9－0－3 部局長である農村振興局長又は地方農政局長は、法第89条の規定によりその工事の一部を都道府県が行った国営土地改良事業によって生じた土地改良財産について、道路法第90条第2項の規定により譲与した場合又は取扱規則第18条により用途を廃止し、7－土18－1の(2)により売り払い若しくは物品に編入することとした場合には、当該処分を行った旨を都道府県知事に通知するものとする。

第10 報告

(定期報告)

10－土27－1 定期報告書の作成に関し取扱規則第27条の「農村振興局長が別に定めるところ」とは、別紙様式第22号に基づいて当該報告書を作成する方法とする。

10－土27－2 定期報告書の作成に関し取扱規則第27条第18号にいう「その他農村振興局長の定める事項」とは、管理委託実績報告とする。

(管理状況等の報告)

10－0－1 管理受託者が受託に係る土地改良財産について行う令第60条の規定による滅失又は損傷の報告については、当該滅失又は損傷に際して行われる災害復旧事業(法第2条第2項第5号に規定する事業をいう。)に係る計画をもってこれに替えるものとする。管理受託者が受託に係る土地改良財産について行う令第64条の規定による管理状況の報告についても、同様とする。

国営〇〇土地改良事業で実施する〇〇等施設への工事に関する基本協定

国営〇〇土地改良事業の実施に当たり、〇〇農政局長（以下「甲」という。）と〇〇等施設の所有者（以下「乙」という。）は、乙が所有する〇〇等の施設の工事（以下「工事」という。）に関して、下記のとおり協定を締結する。

記

（趣旨）

第1条 本協定は、〇〇等の施設に係る当該工事の適正な実施及び管理処分に資することを目的とする。
(工事等の協議)

第2条 甲は、〇〇等の施設に係る工事の内容及び工事に係る施設の引渡し、管理方法等につき、あらかじめ、乙と協議するものとする。
(工事の実施方法等)

第3条 甲は、〇〇等の施設の工事の実施に当たり、乙が所有する〇〇等の施設の使用に十分配慮するものとする。

2 甲と乙は、〇〇等の施設の工事の実施において、それぞれが管理すべき部分を定めて使用及び安全対策を講ずるものとする。

3 乙は、〇〇等の施設の工事の実施に当たり甲に協力するものとする。

(施設の引渡し等)

第4条 甲は、〇〇等の施設の工事が完了したときは、速やかに乙にその旨を通知するとともに、工事に係る関係図面及び関係書類を添付の上、当該施設を乙に引渡しするものとする。

2 甲は、当該施設の引渡しに当たって乙から受領書を徴し、現地において引き渡すものとする。

3 〇〇等の施設の工事に係る実務は、〇〇農政局〇〇事業所長において細目を定めこれを行うものとする。

(施設管理の注意義務)

第5条 乙は、前条の施設を当該施設の用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 乙は、前条の施設に改良等の工事を行う場合には、あらかじめ、甲と協議するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項又はこの協定の変更を行う必要が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 〇〇農政局長
乙 施設所有者

氏 氏
名 名
印 印

管理委託協定書

農林水産省（以下「甲」という。）と○○土地改良区（以下「乙」という。）は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の6第1項及び土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第56条の規定に基づき、国営○○土地改良事業によって造成された土地改良財産の管理について、○○都道府県（及び○○土地改良区連合）を立会人として下記のとおり協定を締結する。

記

（管理委託の協定）

第1条 甲は、別記第1の財産調書及び別記第2の財産図面に記載された土地改良財産（以下「財産」という。）の管理（維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築、追加工事等を含む。以下同じ。）を乙に委託する。

（財産の管理の引継）

第2条 財産の管理の引継は、 年 月 日とし、乙は同日以後その管理の責に任ずる。

（管理受託者の義務）

第3条 乙は、第1条の財産をその用途又は目的に供するため、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 乙は、第1条の財産について、水害、火災、盜難、損壊その他当該財産の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに当該財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、前2項のほか、土地改良法施行令第62条、第63条、第67条及び第68条の規定を遵守するものとする。

（財産管理の方法）

第4条 財産の管理の方法については、別記第3の管理方法書によるものとする。

（他目的への使用等の事前承認）

第5条 乙は、第1条の財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に、使用若しくは収益し、又は使用若しくは収益させる場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に關係図面を添え、あらかじめ、甲に提出して承認を受けるものとする。

（1）使用又は収益の対象となる財産の範囲

（2）乙以外の者が使用又は収益する場合には、その者の氏名又は名称及び住所

（3）使用又は収益の用途又は目的及び方法

（4）使用又は収益の期間

（5）使用又は収益による乙の予定収入

（6）乙以外の者が使用又は収益する場合には、使用又は収益の条件

（改築、追加工事等の事前承認）

第6条 乙は、第1条の財産につき国営土地改良事業の工事以外の工事により当該財産の原形に変更を及ぼす改築、追加工事等をしようとする者（乙を除く。）があるときは、当該改築、追加工事等の施行者から次に掲げる事項を記載した申請書を提出させ、当該申請書に關係図面及び乙の意見書を添え、あらかじめ、甲に提出して承認を受けるものとする。

（1）施行者の氏名又は名称及び住所

（2）当該工事をしようとする理由

（3）当該工事に係る財産の明細

（4）当該工事の内容

（5）当該工事の施行期間

（6）当該工事によって生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属させる場合にあっては、当該寄附又は帰属に関する事項

（7）当該工事の施行期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理に関する事項

（8）その他必要な事項

（原因者工事の事前承認）

第7条 乙は、第1条の財産につき国営土地改良事業の工事以外の工事が行われることにより受託に係

る当該財産の現状を維持し、又はその効用を保持するために必要となる工事であって、当該国営土地改良事業の工事以外の工事の施行者に行わせるもの（以下「原因者工事」という。）があるときは、あらかじめ、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に関係図面を添え、甲に提出して承認を受けるものとする。

（協定の解除）

第8条 次の場合においては、本協定は解除されるものとする。

- (1) 天災その他の事故により財産が滅失したとき。
- (2) 乙が甲に対し当該財産の用途を廃止すべき旨を報告し、甲において適當と認め、その旨を乙に通知したとき。
- (3) 甲において、財産を甲が管理すること、又は乙以外の者に管理させることを相当と認め、その旨を乙に通知したとき。
- 2 甲は、乙が本協定に定める義務に違反したとき、又は委託物件の管理が良好でないと認められるときは、何時でも本協定の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、次の各号の一に該当するときは、2か月間以上の予告期間を設け、解除の通知をした場合、又は乙が承諾した場合は、本協定の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 甲又は地方公共団体等において、委託物件を公用、公共用又は公益事業の用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 甲において管理又は処分等（売払い又は貸付けをいう。）することを決定した場合
- 4 甲は、次の各号の一に該当していると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本協定を解除することができる。
 - (1) 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支所若しくは事務所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 5 甲は、前項の規定により本協定を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 6 乙は、甲が第4項の規定により本協定を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（疑義の決定）

第9条 本協定において定められた事項につき疑義が生じたとき又は本協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙協議するものとする。

上記協定の締結を証するため、甲、乙及び立会人である〇〇都道府県知事（及び〇〇土地改良区連合理事長）は、本書〇通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年　　月　　日

委託者 〇〇農政局長 氏　名　印
〔農林水産省所管国有財産部局長〕
　　　　　　北海道開発局長
(沖縄総合事務局長)

受託者	住 所	
	○○土地改良区理事長	氏 名 印
立会人	○○都道府県知事	
	(○○土地改良区連合理事長)	氏 名 印

別記第1 財産調書

土地改良財産台帳の写しとする。

別記第2 財産図面

事業計画一般図、施設管理図、用地管理図等とする。

別記第3 管理方法書

次に掲げる事項につき詳細に記載するものとする。

(1) 管理の目的

(2) 管理のための組織

(3) 維持保存の方法

(4) 農業用用排水施設に係る配水、排水等の時期、水量及び方法

(機械の操作を要するものにあっては操作規程、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項の自家用電気工作物にあっては保安規程、河川法（昭和39年法律第167号）第44条第1項のダムにあっては操作規程、土地改良法第57条の2第1項のダムその他のえん堤にあっては管理規程を添付すること。)

(5) かんばつ、洪水その他の非常事態においてとるべき措置

(機械の操作を要するものにあっては、操作規程を添付すること。)

(6) (4)、(5)以外の運用の方法

(7) 他の事業又は農業水利団体との関係

(8) 制裁規定

(9) 維持管理費（施設管理費（整備費、電力料及び賃金等の経費をいう。）、水管理費（取水、洪水調節又は水利調整等を行う職員の給与、旅費及び調査のための経費をいう。）、その他の経費を計上すること。）

(10) その他

様式第3号〔5-0-3関係〕

〈管理受託者が自ら他目的使用等する場合〉

他目的使用等申請書

年 月 日

○○農政局長

(北海道開発局長) 殿

(沖縄総合事務局長)

管理受託者 住 所

○○土地改良区

理事長 氏 名

○○年○○月○○日付けで管理委託協定を締結した○○地区に係る土地改良財産について、下記により使用したいので、土地改良財産取扱規則第11条及び管理委託協定書第○条の規定に基づき承認を得たく、関係書類に関係図面を添えて申請します。

記

1 使用又は収益の対象となる土地改良財産の範囲（管理台帳の関係部分の写し）

2 管理受託の年月日

3 使用又は収益の用途又は目的及び方法

4 使用又は収益の期間

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日間

5 使用又は収益による管理受託者の予定収入

金 円
算出基盤

6 使用又は収益の条件

7 その他参考となるべき事項

(注) 1 「○○地区」は、土地改良財産の口座名を記載する。

2 管理受託者が都道府県、市町村等の場合には、本様式に準じて作成する。

3 使用又は収益が土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げないものであり、関係農家の利益に反しない旨の理由を、記の7（別紙可）に記載すること。

4 上記注は、以下様式第3号及び第4号において同じ。

〈管理受託者が第三者に他目的使用等させる場合〉

他目的使用等申請書

年 月 日

○○農政局長

(北海道開発局長) 殿

(沖縄総合事務局長)

管理受託者 住 所

○○土地改良区

理事長 氏 名

○○年○○月○○日付けで管理委託協定を締結した○○地区に係る土地改良財産について、下記の者より使用したい旨の申出があったので、土地改良財産取扱規則第11条及び管理委託協定書第○条の規定に基づき承認を得たく、関係書類に関係図面を添えて申請します。

記

1 使用又は収益の対象となる土地改良財産の範囲（管理台帳の関係部分の写し）

2 他目的使用者の氏名又は名称及び住所

3 使用又は収益の用途又は目的及び方法

4 使用又は収益の期間

年 月 日から 年 月 日間
年 月 日まで

5 使用又は収益による管理受託者の予定収入

金 円
算 出 基 礎

6 使用又は収益の条件

別添の他目的使用等契約書（案）のとおり。

7 その他参考となるべき事項

別添

他目的使用等契約書（案）

管理者〇〇土地改良区（以下「甲」という。）と他目的使用者（以下「乙」という。）は、甲が管理する土地改良財産（以下「財産」という。）を、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第59条第1項の規定に基づき、乙に使用させることについて、下記のとおり契約を締結する。

記

第1条 甲は、甲が管理する財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、乙に使用させるものとする。

第2条 甲が乙に使用させる財産は、次のものとし、別添図面のとおりとする。

種目	種類	所在	構造及び規模	数量	使用に係る土地改良財産の範囲

第3条 甲は、前条の財産を、次の用途又は目的及び方法により乙に使用させるものとする。

用途又は目的	使用の方法

2 乙は、前条の財産を前項以外の用途又は目的及び方法に使用してはならないものとする。

第4条 使用期間は、年月日から年月日までとする。

第5条 使用料は、金円とする。

第6条 乙は、前条の使用料金を甲の発行する納入告知書により指定する期日までに納入するものとする。

第7条 乙は、第3条第1項の使用の方法について変更しようとするときは、甲に協議し、その指示を受けるものとする。

第8条 乙は、当該使用により甲の管理する財産に損傷を与え、又は与えるおそれがあるときは、甲の指示により乙の負担において必要な措置を講ずるものとする。

第9条 乙は、第4条に規定する期間が満了したとき又は第3条第1項の用途又は目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに当該使用に係る土地改良財産を乙の負担により原状に復し、甲の検査を受けるものとする。

第10条 甲は、乙がこの契約に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償を乙に請求するものとする。

第11条 乙は、第9条又は前条の規定により第4条の期間満了の前に使用が終了した場合、第5条の使用料の返還を甲に請求しないものとする。

第12条 本契約において定められた事項について疑義が生じたとき又は本契約を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙協議するものとする。

上記契約の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

管 理 者 住 所

〇〇土地改良区理事長 氏 名 印

他目的使用者 住 所

氏 名 又は名 称 印

(注) ア 農業用用排水施設に廃水を排出させる場合にあっては、第3条第2項の次に次の2項を加えること。

3 甲は、その管理する農業用用排水施設が、降雨等により溢水のおそれが生じたときは乙に対し乙が排出する廃水の量を減じ又は停止させることができるものとする。この場合、乙はこの請求を拒んではならないものとする。

4 乙が排出する廃水は、別表の廃水水質基準に適合しなければならないものとする。

(注) イ 農業用用排水施設を発電、水道等他の利水の用に供させる等により他目的使用料として建設費負担相当額を徴収するものについては、次のとおりとすること。

(ア) 第5条及び第6条を次のように改めること。

第5条 使用料は、建設費負担相当額に維持管理費負担額を加えて得た額とする。

2 建設費負担相当額及び維持管理費負担額は、次のとおりとする。

(1) 建設費負担相当額	金	円
内訳 国に納入すべき額	金	円
○○都道府県に納入すべき額	金	円
甲に納入すべき額	金	円

(2) 維持管理費負担額 1年につき金 円

第6条 乙は、前条第2項第1号の乙に振り分けられた建設費負担相当額について、一時払いの方法により、国、○○都道府県及び甲に納入するものとし、納入の期限は、それぞれ、次によるものとする。

(1) 国に納入すべき額については、○○局歳入徴収官の発行する納入告知書により指定された期日までに国に納入するものとする。

(2) ○○都道府県に納入すべき額については、○○都道府県出納長の発行する納入通知書により指定された期日までに○○都道府県に納入するものとする。

(3) 甲に納入すべき額については、別途甲の発行する納入告知書により指定された期日までに甲に納入するものとする。

2 乙は、前条第2項第2号の乙が負担すべき維持管理費負担額について、毎年度払いの方法（又は一時払いの方法）によって、別途甲の発行する納入告知書により指定された期日までに甲に納入するものとする。

(イ) 第8条から第12条までを1条ずつ繰下げ、第7条の次に次の1条を加えること。

第8条 第2条の財産について、甲は改良又は災害復旧工事等を行う必要が生じた場合には、工事の実施方法、費用の負担方法等につき、乙に協議するものとする。

(注) ウ 事業実施区間において当該使用が支障となる場合にあっては、第9条第1項の次に次の2項を加えること。

2 第2条の財産について、国営○○事業○○幹線用水路工事（○○年度～○○年度）を施行するに当たり、当該使用が支障となる場合には、乙は自らの負担により当該使用に係る物件の移転等を行い、原状に復した上で、甲の検査を受けるものとする。

3 甲は、前項の工事が施行される場合は、あらかじめ乙に通知するものとする。

別表

廃水水質基準（例）

項目	基準
生物化学的酸素要求量（BOD）	○○ ppm 以下
水素イオン濃度（pH）	○○～○○
浮遊物質（SS）	○○ ppm 以下

〈部局長が他目的使用等させる場合〉

他目的使用等申請書

年 月 日

○○農政局長

(北海道開発局長) 殿

(沖縄総合事務局長)

申請者 住 所

氏名又は名称

この度、貴局が管理する土地改良財産について、下記により使用したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の4の2第1項及び土地改良財産取扱規則第12条の規定に基づき許可を得たく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 使用又は収益しようとする土地改良財産の範囲
- 3 使用又は収益の用途又は目的及び方法
- 4 使用又は収益の期間

年 月 日から 年 月 日間
年 月 日まで

- 5 その他必要な事項

(注) 本申請書は、土地改良調査管理事務所又は国営事業（務）所を経由して提出させるものとする。

様式第4号〔6-土5-1関係〕

〈管理受託者が第三者に改築、追加工事等をさせる場合〉

改築、追加工事等申請書

年 月 日

○○農政局長
(北海道開発局長) 殿
(沖縄総合事務局長)

管理受託者 住 所
○○土地改良区
理事長 氏 名

○○年○○月○○日付けで管理委託協定を締結した○○地区に係る土地改良財産について、下記の者により改築、追加工事等（以下「工事」という。）をしたい旨の申出があったので、管理委託協定書第○条の規定に基づき承認を得たく、管理受託者の意見書、関係書類及び関係図面を添えて申請します。

記

- 1 施行者の氏名又は名称及び住所
- 2 工事をしようとする理由
- 3 工事に係る土地改良財産の明細
- 4 工事の内容（別添の設計図、設計書、施工計画等のとおり。）
- 5 工事の施工期間
- 6 工事によって生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属させる場合にあっては、当該寄附又は帰属に関する事項
- 7 工事の施工期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理に関する事項
- 8 その他必要な事項

[6-土14の2-1関係]
<部局長が改築、追加工事等をさせる場合>

改築、追加工事等申請書

年 月 日

○○農政局長
(北海道開発局長) 殿
(沖縄総合事務局長)

申請者 住 所
氏名又は名称

この度、貴局が管理する土地改良財産について、下記により改築、追加工事等(以下「工事」という。)をしたいので、土地改良財産取扱規則第14条の2の規定に基づき承認を得たく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工事に係る土地改良財産の明細
- 2 工事をしようとする理由
- 3 工事の内容(別添の設計図、設計書、施工計画等のとおり。)
- 4 工事の施工期間
- 5 工事によって生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属させる場合にあっては、当該寄附又は帰属に関する事項
- 6 工事の施工期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理に関する事項
- 7 その他必要な事項

(注) 本申請書は、土地改良調査管理事務所又は国営事業(務)所を経由して提出させるものとする。

様式第5号〔6-土5-2関係〕

〈管理受託者が第三者に原因者工事をさせる場合〉

原因者工事申請書

年 月 日

○○農政局長

(北海道開発局長) 殿

(沖縄総合事務局長)

管理受託者 住 所

○○土地改良区

理事長 氏 名

○○年○○月○○日付けで管理委託協定を締結した○○地区に係る土地改良財産について、下記の者より原因者工事（以下「工事」という。）をしたい旨の申出があったので、管理委託協定書第○条の規定に基づき承認を得たく、関係書類に関係図面を添えて申請します。

記

- 1 施行者の氏名又は名称及び住所
- 2 工事をしようとする理由
- 3 工事に係る土地改良財産の明細
- 4 工事の内容（別添の設計図、設計書、施工計画等のとおり。）
- 5 工事の施工期間
- 6 工事によって生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属させる場合にあっては、当該寄附又は帰属に関する事項
- 7 工事の施工期間中及び完了後の当該土地改良財産の管理に関する事項
- 8 その他必要な事項

[6 - 土15- 1 関係]

〈部局長が原因者工事をさせる場合〉

原因者工事申請書

年 月 日

○○農政局長

(北海道開発局長) 殿

(沖縄総合事務局長)

申請者 住 所

氏名又は名称

この度、貴局が管理する土地改良財産について、下記により原因者工事（以下「工事」という。）をしたいので、土地改良財産取扱規則第15条に基づき関係書類に関係図面を添えて申請します。

記

- 1 工事に係る土地改良財産の明細
- 2 工事をしようとする理由
- 3 工事の内容（別添の設計図、設計書、施工計画等のとおり。）
- 4 工事の施行期間
- 5 工事の施行に関する条件
- 6 工事によって生ずべき土地又は工作物その他の物件を国に寄附し、又は帰属させる場合にあっては、当該寄附又は帰属に関する事項
- 7 その他必要な事項

（注）本申請書は、土地改良調査管理事務所又は国営事業（務）所を経由して提出させるものとする。

原因者工事契約書

〇〇農政局（以下「甲」という。）と原因者工事の施行者〇〇（以下「乙」という。）は、甲が管理する土地改良財産を乙に当該工事を施行させることについて、下記のとおり契約を締結する。

記

第1条 乙が原因者工事（以下「工事」という。）をしようとする土地改良財産は、別紙調書のとおりとする。

第2条 乙が施行する工事内容は、別紙設計図面のとおりとし、当該工事の費用は、乙の負担とする。

第3条 乙が施行する工事期間は、契約締結の日から 年 月 日までとする。

第4条 工事によって生じた土地及び工作物等は、農林水産省に寄附又は帰属するものとする。

第5条 乙は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、甲又は第三者に損害を与える恐れのあるときは、乙の負担において必要な措置を講ずるものとする。

第6条 乙は、工事内容に変更が生じた場合は、あらかじめ、甲に協議し、その指示を受けるものとする。

第7条 乙は、工事が完了したときには、甲にその旨を報告するとともに竣工検査を受けるものとする。

第8条 この契約に定められた事項について、疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 〇〇農政局長 氏名印

〔農林水産省所管国有財産部局長〕
〔北海道開発局長〕

（沖縄総合事務局長）

乙 工事施行者 住 所

〇〇 氏名印

別紙調書

（原因者工事申請書の記の1を添付すること。）

様式第7号〔7-土18-1の(2)関係〕

物品引渡通知書

年 月 日

物品管理官 氏名 殿

○○農政局長 氏名

〔農林水産省所管国有財産部局長
北海道開発局長〕

(沖縄総合事務局長)

用途の廃止に係る土地改良財産を下記のとおり物品として引渡します。

記

種類	品目	規格	数量	摘要
引渡をする理由				

○○農政局長

(北海道開発局長) 殿
(沖縄総合事務局長)申請者 住所
氏名又は名称

土地改良財産の譲与申請書

下記のとおり土地改良財産を土地改良法(昭和24年法律第195号)第94条の3第1項の規定により譲与願いたく、関係書類を添えて申請します。

なお、譲与を受けた場合には、引き続き当該財産をその本来の用途又は目的に利用することを確約いたします。

記

1 譲与を受けようとする土地改良財産の明細

(1) 工作物

口座名	種目	種類	所在	構造・規模	数量	備考

(2) 土地

口座名	種目	種類	面積	所在	地番	地目	備考

(3) その他の物件

口座名	種目	種類	面積	目的	所在	地番	地目	土地等の所有者	備考

2 管理委託状況

(1) 管理受託者の名称

(2) 管理委託年月日

3 譲与対象土地改良施設を構成する開拓財産の処理経過

4 その他必要な事項

(注) 1 記1の明細については、当該土地改良財産の敷地の全部又は一部が開拓財産の場合にあっては、その旨を備考欄に記載する。

2 記2については、一旦管理委託を行った財産について譲与する場合に記載する。

譲与契約書

農林水産省（以下「甲」という。）と〇〇土地改良区（以下「乙」という。）とは、土地改良財産の譲与契約を下記のとおり締結する。

記

（譲与契約）

第1条 甲は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第94条の3第1項の規定に基づき、第3条に掲げる土地又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を乙に譲与するものとする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（譲与物件）

第3条 譲与物件は、次のとおりとする。

区分	種目	種類	所在	構造及び規模 (又は地番及び地目)	数量 (又は面積)	備考

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第4条 譲与物件の所有権は、本契約締結と同時に乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により所有権が移転した後〇日以内に甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

（譲与物件の引渡し）

第5条 甲は、 年 月 日に譲与物件をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は当該物件の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、譲与物件の引受けについては、甲の指示に従わなければならない。

（引渡し義務等）

第6条 甲は、譲与の目的物を、譲与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものであり、その目的物に係る担保の責任を負わない。ただし、特定した時の状態で引き渡し、又は移転したことにより、譲与の目的に供することができない場合には、乙は契約解除の協議の申し入れをすることができる。

（用途の指定）

第7条 乙は、直接譲与物件を〇〇の用途（以下「指定の用途」という。）に供しなければならない。

（譲与物件の譲与等の禁止）

第8条 乙は、本契約が効力を有する間において、その所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付けてはならない。

（実地調査等）

第9条 甲は、本契約が効力を有する間において、譲与物件について隨時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（報告の義務）

第10条 乙は、譲与物件が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、その旨、その原因その他必要な事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 用途を廃止したとき
 - (2) 法第54条第1項（第96条又は第96条の4において準用する場合を含む。）又は第89条の2第9項の規定により換地処分が行われたとき
- (契約の解除)

第11条 甲は、乙から前条第1号に該当することとなった旨の報告を受けたときは、本契約を解除するものとする。

2 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができるものとする。
(返還義務)

第12条 乙は、前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに指定する場所において、譲与物件を甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項の規定により譲与物件を返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。
(疑義の決定)

第13条 本契約において定められた事項につき疑義が生じたとき又は本契約を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙協議するものとする。

上記契約の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

譲与人 ○○農政局長 氏名 印
〔農林水産省所管国有財産部局長
北海道開発局長〕

(沖縄総合事務局長)

譲受人 住 所 ○○土地改良区理事長 氏名 印

年 月 日

○○農政局長

(北海道開発局長) 殿

(沖縄総合事務局長)

申請者 住 所
氏名又は名称

土地改良財産の譲与申請書

下記のとおり土地改良財産を土地改良法(昭和24年法律第195号)第94条の4の規定により譲与願いたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 譲与を受けようとする土地改良財産

(1) 工作物

口座名	種目	種類	所在	構造・規模	数量	備考

(2) 土地

口座名	種目	種類	面積	所在	地番	地目	備考

(3) その他の物件

口座名	種目	種類	面積	目的	所在	地番	地目	土地等の所有者	備考

2 譲与申請者において支出した管理費用

施設の種類	年度	年度	年度	年度	年度	年度	計

3 土地改良財産の管理費に支出された補助金等及び管理により生じた収入

(1) 管理費に支出された補助金等

種類	年度	年度	年度	年度	年度	年度	計

(2) 管理により生じた収入

種類	年度	年度	年度	年度	年度	年度	計

4 当該土地改良財産の譲受後の利用計画

5 その他参考となるべき事項

(添付書類)

- 1 譲与申請に係る当該財産の機能等に関する現況調書
- 2 譲与申請に係る当該財産を土地改良施設として使用する必要がなくなった理由又は使用することが不可能となった原因及び当該財産の管理受託者以外の者が譲与申請者である場合には、当該財産の管理受託者の意見
- 3 法第94条の4第1号に該当する申請に係る関係書類
 - (1) 譲与申請者が支出した管理費用であることを証明できる支出命令書及び決算書又はこれらに代わるべき書類
 - (2) 当該財産の管理により生じた収入がある場合には、その明細書
 - (3) 当該財産について譲与申請者以外の土地改良区等が補助金等により管理費用を支出している場合には、その明細書及びその費用を支出した土地改良区等の意見
- 4 法第94条の4第2号に該当する申請に係る関係書類
国の交付した承諾書等寄附のあったことを証明できる書類及び寄附の際特約をした場合には、その特約があったことを証明できる書類

(注) 1 記2の管理費用は、譲与申請者以外のものが支出した補助金等の額を除くものとする。

2 土地改良法第94条の4第2号に該当する申請の場合にあっては、記2から4までは不要とし、記1の次に「2 寄附を証明する書類」を加え、記5を3とする。

譲与契約書

農林水産省（以下「甲」という。）と○○土地改良区（以下「乙」という。）とは、土地改良財産の譲与契約を下記のとおり締結する。

記

(譲与契約)

第1条 甲は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の4の規定に基づき、第3条に掲げる土地又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を乙に譲与するものとする。

(信義誠実の義務)

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(譲与物件)

第3条 譲与物件は、次のとおりとする。

区分	種目	種類	所在	構造及び規模 (又は地番及び地目)	数量 (又は面積)	評価額	備考

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第4条 譲与物件の所有権は、本契約締結と同時に乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により所有権が移転した後○日以内に甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(譲与物件の引渡し)

第5条 甲は、年月日に譲与物件をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は当該物件の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、譲与物件の引受けについては、甲の指示に従わなければならない。

(引渡義務等)

第6条 甲は、譲与の目的物を、譲与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものであり、その目的物に係る担保の責任を負わない。ただし、特定した時の状態で引き渡し、又は移転したことにより、譲与の目的に供することができない場合には、乙は契約解除の協議の申し入れをすることができる。

(契約の費用)

第7条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第8条 本契約に関し疑義があるときは、その都度甲、乙協議するものとする。

上記契約の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

譲与人 ○○農政局長 氏名 印

〔農林水産省所管国有財産部局長
北海道開発局長〕

(沖縄総合事務局長)

譲受人 住 所

○○土地改良区理事長 氏名 印

様式第12号〔7-土22の2-1関係〕

番 号
年 月 日

○○都道府県知事

又は○○市町村長 殿

○○農政局長 氏 名
(北海道開発局長)
(沖縄総合事務局長)

○○道の路線の認定について

国営○○土地改良事業によって造成された道路が下記のとおり完成したので、○○道の路線の認定を受けたく申請します。

なお、路線の認定がなされたときは、速やかに貴○○議会の議決があったことを証する書面を添え、その旨を当局あて通知願います。

記

1 路線の現状

地区名	線路の名称	起点終点	延長	幅員	路面の状況	備考
			m	m~m		

2 橋梁の状況

橋梁数	橋種	延長	荷重制限	備考
	永久橋 木橋	m	t	

(注) 申請書には平面図を添付し、平面図には当該申請に係る路線の位置、幅員別の延長、橋梁別の橋長、幅員、橋種等を記載する。

年 月 日

○○農政局長
(北海道開発局長) 殿
(沖縄総合事務局長)

申請者 住 所
○○都道府県知事
又は○○市町村長

土地改良財産の譲与申請書

この度、下記の土地改良財産を道路法（昭和27年法律第180号）第90条第2項の規定により譲与願いたく、申請いたします。

記

1 譲与を受けようとする土地改良財産の明細

(1) 工作物

口座名	種目	種類	所在	構造・規模	数量	備考

(2) 土地

口座名	種目	種類	面積	所在	地番	地目	備考

(3) その他の物件

口座名	種目	種類	面積	目的	所在	地番	地目	土地等の所有者	備考

2 路線認定

- (1) 路線認定者の名称
(2) 路線認定年月日

3 譲与対象認定道路を構成する開拓財産の処理経過

4 その他必要な事項

(注) 記1の明細については、当該土地改良財産の敷地の全部又は一部が開拓財産の場合にあっては、その旨を備考欄に記載する。

譲与契約書

農林水産省（以下「甲」という。）と○○都道府県（市町村）道の道路管理者（以下「乙」という。）とは、土地改良財産（道路）の譲与契約を下記のとおり締結する。

記

（譲与契約）

第1条 甲は、道路法（昭和27年法律第180号）第90条第2項の規定に基づき、第3条に掲げる土地又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を乙に譲与するものとする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（譲与物件）

第3条 譲与物件は、次のとおりとする。

区分	種目	種類	所 在	構造及び規模 (又は地番及び地目)	数量 (又は面積)	備考

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第4条 譲与物件の所有権は、本契約締結と同時に乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により、所有権が移転した後○日以内に甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

（譲与物件の引渡し）

第5条 甲は、 年 月 日に譲与物件をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は当該物件の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、譲与物件の引受けについては、甲の指示に従わなければならない。

（引渡し義務等）

第6条 甲は、譲与の目的物を、譲与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものであり、その目的物に係る担保の責任を負わない。ただし、特定した時の状態で引き渡し、又は移転したことにより、譲与の目的に供することができない場合には、乙は契約解除の協議の申し入れをすることができる。

（用途の指定及び指定の期間）

第7条 乙は、譲与物件をその引渡しの日から10年間（以下「指定の期間」という。）○○都道府県（市町村）道の用途（以下「指定の用途」という。）に供しなければならない。

（譲与物件の譲与等の禁止）

第8条 乙は、指定の期間内において、譲与物件の所有権を第三者に移転し、又は譲与物件を第三者に貸付けてはならない。

（実地調査等）

第9条 甲は、指定の期間内において、譲与物件について隨時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合は、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（報告の義務）

第10条 乙は、指定の期間内において指定の用途に供しなくなったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙から前条の報告を受けたときは、本契約を解除するものとする。

2 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができるものとする。

(返還義務)

第12条 乙は、前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに甲の指定する場所において当該物件を甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項の規定により譲与物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(疑義の決定)

第13条 本契約において定められた事項につき疑義が生じたとき又は本契約を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙協議するものとする。

上記契約の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年　　月　　日

譲与人	○○農政局長	氏	名	印
	〔農林水産省所管国有財産部局長〕			
	北海道開発局長			
	(沖縄総合事務局長)			
譲受人	○○都道府県(市町村)道の道路管理者			
	○○都道府県知事	氏	名	印
	又は○○市町村長			

(注) 代行地区に係る土地改良財産たる道路にあっては、第5条第2項の次に次の1項を加えること。

3 甲は、第1項の譲与物件の引渡しを○○都道府県知事に行わせることができるものとする。

共有持分付与申請書

年 月 日

○○農政局長
(北海道開発局長) 殿
(沖縄総合事務局長)

申請者 住 所
氏名又は名称

国営○○土地改良事業によって造成された土地改良財産を○○事業の用に兼ねて供するため、土地改良法(昭和24年法律第195号)第94条の4の2第2項の規定に基づき共有持分の付与を受けたく、関係書類を添えて申請する。

記

1 共有持分の付与に係る土地改良財産の明細

区分	種目	数量 (又は面積)	摘要
			内訳は別紙のとおり

2 共有持分の付与に係る土地改良財産の使用計画及び当該土地改良財産の使用に関連する事業計画の概要

- (1) 使用計画
ア 用途及び目的
イ 方法
(2) ○○事業計画の概要

3 その他

4 関係図面 別添のとおり

別 紙

(工作物)

種目	種類	所在	構造及び規模	数量

(土地)

種目	種類	所在	地番	地目	面積(m ²)

(注) 一筆ごとに記載する。

(その他の物件)

種類	目的	所在	地番	地目	面積(m ²)	土地等の管理者

(注) 「目的」欄には、物件の名称を記載する。

国営〇〇土地改良事業によって造成された土地改良財産の共有持分付与に関する協定書

農林水産省（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、国営〇〇土地改良事業によって造成された土地改良財産を土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の4の2第2項の規定に基づき、乙が行う〇〇事業の用に供するための共有持分の付与に関し、〇〇都道府県及び〇〇土地改良区を立会人として下記のとおり協定を締結する。

記

（共有持分の付与）

第1条 甲は、第3条に掲げる土地又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）について乙に共有持分を付与する。

（信義誠実の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（共有持分付与の対象物件）

第3条 共有持分を付与する物件（以下「共有物件」という。）は、別記土地改良財産調書に掲げる土地改良財産とする。

（共有持分付与の割合）

第4条 甲が乙に付与する共有持分の割合は、100分の〇〇とする。

（共有持分付与の対価）

第5条 共有持分の付与の対価は、金　　円とする。

（対価の支払方法）

第6条 乙は、前条に規定する共有持分の付与の対価を　　年　　月　　日までに、別途〇〇局歳入徵収官の発行する納入告知書により、甲に支払わなければならない。

（共有持分の移転）

第7条 共有物件に対する乙の持分は、前条の規定によりその対価が納付された時に移転するものとする。

（登記）

第8条 乙は、前条の規定より持分の移転を受けた物件が所有権移転登記を要するものであるときは、当該持分が移転した後〇日以内に甲に対し所有権移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合の登記に関する費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第9条 本協定締結の時から乙の持分移転の時までにおいて、当該共有物件が、天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することができない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本協定の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本協定を解除することができる。また、乙は、本協定が解除されるまでの間、対価の支払いを拒むことができる。

2 甲は、乙の持分の移転の時までにおいて、前項の事由によって共有物件が損傷した場合であっても、修補することにより本協定の履行が可能であるときは、甲は、共有物件を修補して乙の持分を移転することができるものとする。この場合、修補行為によって持分の移転が本協定に定める持分の移転の時を越えても、乙は、甲に対し、その持分の移転の延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本協定が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（協定不適合責任）

第10条 乙は、引き渡された共有物件が種類又は品質に関して協定の内容に適合しないもの（以下「協

定不適合」という。)であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次の各号のとおり、修補請求、損害賠償請求又は協定の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法により修補することができる。
- (2) 修補に要する費用が共有持分付与の対価の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
- (3) 本条の協定不適合が、本協定及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 前号の損害賠償額は、共有持分の付与の対価の額を限度とする。
- (5) 本条の協定不適合により、乙が本協定を締結した目的を達せられないときは、本協定を解除することができる。
- (6) 本条の協定不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は協定の解除のいずれもすることができない。

2 前項の協定不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3 乙が本協定締結時に第1項の協定不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

(用途指定)

第11条 乙は、共有物件を、共有持分付与申請書の記の2の(1)の使用計画(以下「使用計画」という。)に記載した用途又は目的以外に使用し又は収益してはならない。

2 乙は、使用計画を変更しようとするときは甲の同意を得なければならない。

(共有物件の管理の方法等)

第12条 甲及び乙は、それぞれの持分に応ずる共有物件の管理を○○土地改良区に行わせるものとする。

2 共有物件の管理の方法、管理費用の分担その他管理に関し必要な事項については、別途甲、乙及び○○土地改良区が協議して定めるものとする。

(共有物件の分割請求の禁止)

第13条 共有物件については、公共用財産である土地改良財産の用途を廃止されるまでの間は、分割を請求することができない。

(共有持分の移転等)

第14条 甲及び乙は、その持分を放棄し、その持分の全部若しくは一部を第三者に移転し、又はその持分に所有権以外の権利を設定しようとするときは、その都度協議するものとする。

(疑義の決定)

第15条 本協定において定められた事項について疑義が生じたとき又は本協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙協議するものとする。

本協定の締結を証するため、甲及び乙並びに立会人である○○都道府県及び○○土地改良区は、本書○通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年　月　日

持分付与人 ○○農政局長 氏　名　印

〔農林水産省所管国有財産部局長
北海道開発局長〕

(沖縄総合事務局長)

被持分付与人 住　所

名　称　　氏　名　印

立　会　人 ○○都道府県知事　　氏　名　印

立　会　人 住　所

○○土地改良区理事長　　氏　名　印

別記

土地改良財産調書

(工作物)

種目	種類	所在	構造及び規模	数量

(土地)

種目	種類	所在	地番	地目	面積(m ²)

(注) 一筆ごとに記載する。

(その他の物件)

種類	目的	所在	地番	地目	面積(m ²)	土地等の管理者

(注) 「目的」欄には、物件の名称を記載する。

共有物件の共同管理に関する協定書

農林水産省（以下「甲」という。）、〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇土地改良区（以下「丙」という。）は、 年 月 日付けで締結した「国営〇〇土地改良事業によって造成された土地改良財産の共有持分付与に関する協定書」（以下「共有持分付与協定」という。）第12条第2項の規定に基づき、共有持分付与協定第3条に規定する共有物件（以下「共有物件」という。）の共同管理の方法等について、〇〇都道府県を立会人として下記のとおり協定を締結する。

記

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（管理受託者の義務）

第2条 丙は、甲及び乙から管理（維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築、追加工事等を含む。以下同じ。）を受託した共有物件について、善良な管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

（共有物件の操作）

第3条 共有物件の操作は、乙、丙が協議して定める操作方法書により行うものとする。

（共有物件の管理実施計画）

第4条 丙は、毎年度共有物件の管理について、次の各号に掲げる事項を記載した実施計画書を作成するものとする。

（1）当該年度に実施しようとする整備補修等の概要

（2）当該年度の管理に要する費用（以下「管理費」という。）の予算額

（3）その他当該年度の管理に關し必要な事項

2 丙は、前項の実施計画を作成し、又はこれを変更（実施計画において協議を要するものとして定めた変更に限る。）しようとするときは、あらかじめ、乙に協議するものとする。ただし、災害復旧に係る応急工事及びこれに準ずる工事については、この限りでない。

3 丙は、前項ただし書により工事を施行したときは、速やかに乙に通知するものとし、その負担割合及び負担方法については、その都度協議して定めるものとする。

（管理費の負担）

第5条 管理費は乙及び丙が負担するものとする。

2 管理費の負担割合は、乙100分の〇〇、丙100分の〇〇とする。

第6条 乙は、前条の規定により乙が負担すべきこととなる管理費を毎年度〇期に分け、丙の発行する納入告知書により、丙に納入するものとし、第〇期は〇月〇日、第〇期は〇月〇日、・・・を納入期限とする。

2 丙は、前項の納入告知をするに当たっては、当該年度の管理費の予算額をもって行うものとし、翌年度の第〇期の納入期において当該管理費の決算額に基づき精算するものとする。

3 丙は、当該年度の管理費の決算額を翌年度の〇月〇日までに、乙に通知するものとする。

（共有物件の工事）

第7条 共有物件の改良又は災害復旧工事（第4条に掲げる応急工事を除く。）を実施する必要がある場合には、その都度乙、丙が協議して、工事の計画、費用負担の割合、費用負担の方法その他必要な事項を定めて行うものとする。

(疑義の決定等)

第8条 本協定において定められた事項につき疑義が生じたとき又は本協定を変更する必要が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議するものとする。

本協定の締結を証するため、甲、乙、丙及び立会人である〇〇都道府県は、本書〇通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲	〇〇農政局長	氏　　名	印
	〔農林水産省所管国有財産部局長 北海道開発局長〕		
	(沖縄総合事務局長)		
乙	住　　所		
	名　　称	氏　　名	印
丙	住　　所		
	〇〇土地改良区理事長	氏　　名	印
立会人	〇〇都道府県知事	氏　　名	印

様式第18号〔9-土24-1関係〕

土地改良施設整理台帳

1 工作物等の部（総括表）

区分	工作物	種目	口座名					索引番号	備考	公共用財産
種類	番号	着工年度 竣工年度	所在	構造及 び規模	数量	価格 (円)	得喪変更		備考	公共用財産
							年月日	事由		
		～								
		～								
		～								

（日本産業規格B4）

（記載要領）

取扱規則第24条第2項に規定する第1号様式（公共用財産：工作物の部）の記載要領による。

2 工作物等の部（年度別・工事別表）

種目	種類	番号	着工年度	所在	構造及 び規模	数量	価格 (決算額) (円)	竣工検査 年月日	備考	面番号
			～							
			～							
			～							

（日本産業規格B4）

（記載要領）

- 1 取扱規則第24条第2項に規定する第1号様式（公共用財産：工作物の部）の記載要領によるほか、次により記載する。
- 2 本表は、種類別に毎年度当該工事が竣工した後に、その内容を記載する。
- 3 「番号」欄には、種類毎に、年度別及び工事別に付した番号を記載する（以下同じ。例：○-1、○-2又は○-1-1、○-2-1等）。
- 4 「図面番号」欄には、種類に対応する施設管理図の番号を記載する。

3 土地の部（総括表）

区分	工作物	種目	敷地		口座名		索引番号	備考	公共用財産	
			面積 (m ²)	価格 (円)						
種類	番号		登記		所在	得喪変更		備考	公共用財産	
			年月日	目的		年月日	事由			

（日本産業規格B4）

（記載要領）

- 1 取扱規則第24条第2項に規定する第1号様式（公共用財産：土地の部）の記載要領による。

- 2 「面積」欄には、実測面積を記載する。
- 3 「登記の目的」欄には、所有権移転、所有権保存、区分地上権設定、地役権設定等の別を記載する。

4 土地の部

種目	種類	番号	面積 (m ²)		価格 (円)	登記			所在	地番	地目	旧所有者	備考	図面番号
			実測	台帳		年月日	番号	目的						

(日本産業規格B 4)

(記載要領)

- 1 取扱規則第24条第2項に規定する第1号様式（公共用財産：工作物の部）の記載要領によるほか、次により記載する。
 - 2 本表は、種目ごとに取得等した土地の登記年月日順に記載する。
 - 3 「登記の番号」欄には、登記の際に付された番号を記載する。
 - 4 「備考」欄には、取得等後において、合筆・分筆・譲与・所管換・所属替・不用地処分等の得喪変更があった場合は、その事由を記載するものとする。
 - なお、得喪変更の処理等を行ったときは、次により整理する。
 - ①合筆後の地番は、1筆と計算し、面積・金額は合算する。
 - ②分筆後の地番は、それぞれの地番ごとに1筆としその属することとなる施設の台帳に記載する。
 - ③金額は、その面積按分等による金額とする。
 - 5 「図面番号」欄には、種類に対応する用地管理図の番号を記載する（以下同じ。）。

5 権利の部

種目	種類	番号	面積 (m ²)		価格 (円)	登記又は登録			存続 期間	特約 等	所在	地番	地目	土地等の 所有者	備考	図面 番号
			実測	台帳		年月日	番号	目的								

(日本産業規格B 4)

(記載要領)

- 1 取扱規則第24条第2項に規定する第1号様式（公共用財産：工作物の部）の記載要領によるほか、次により記載する。
- 2 本表は、種目ごとに権利を設定した土地の登記年月日順に記載する（なお、占有に関する権利等について記載しない。）。
- 3 「登記又は登録の番号」欄には、登記又は登録の際に付された番号を記載する。
- 4 「存続期間」欄には、登記又は登録された期間を記載する。
- 5 「特約等」欄には、登記された特約事項（例：区分地上権の場合の荷重制限、権利の範囲等）を記載する。

譲与施設整理簿

(表紙)

譲与施設整理簿
(旧土地改良財産)

口座名

農林水産省

部局名

(譲与施設整理簿)

索引番号	種目	種類	譲与の根拠法令等、条項別	相手方の氏名 又は名称	譲与契約年月日	備考

- (注) 1 「索引番号」欄には、土地改良財産を譲与した譲与契約締結年月日順に番号を付し整理する(以下同じ。)。
2 土地改良財産台帳の写しを添付する。
3 譲与申請書、譲与契約書の写し及び関係図面を添付する。

譲与施設事跡簿

(表紙)

譲与施設事跡簿
(旧土地改良財産)

口座名

農林水産省

部局名

(譲与施設事跡簿)

索引番号	種目	種類	相手方の氏名又は名称	譲与契約年月日	備考

- (注) 1 土地改良財産台帳の写しを添付する。
2 譲与申請書、譲与契約書の写し及び関係図面を添付する。

管理台帳

(表紙)

管理台帳

土地改良財産

地区

管理者

(調製要領)

- 1 本台帳は、管理委託協定書に記載された地区を名称として調製する。
- 2 本台帳は、(表紙) のほか、(地区概要)、(土地の部) 及び(工作物の部)をもって構成するものとし、(表紙) 以外のものについては、取扱規則第24条第2項に規定する第1号様式の土地改良財産台帳に準じて調製する。

定期報告

1 管理委託協定の締結状況

(部局名)							
事業種類別	都道府県名	口座名	種目	数量	管理委託年月日	管理委託先	備考
計							

- (注) 1 本表は、管理委託協定を変更した場合についても記載する。
 2 協定書の写しを添付する。
 3 「種目」欄には、取扱規則別表の土地改良財産（公共用財産）区分種目表に基づく種目を記載する（以下同じ。）。
 4 「数量」欄には、取扱規則別表の土地改良財産（公共用財産）区分種目表に基づく数量・単位を記載する（以下同じ。）。
 （例：頭首工にあっては○箇、水路にあっては○線、○m等）
 5 「備考」欄には、基本通知2-0-4に基づき造成された共有施設がある場合には、相手方及び持分率を記載する。

2 道路法による兼用工作物に係る協議、河川法による河川の指定又は河川管理施設とすることについての同意、河川法による兼用工作物の工事等に係る協議及び海岸保全区域の指定の状況

(部局名)												
条項別	事業種類別	都道府県別	口座名	種目	種類	構造及び規模	数量	協議・同意又は指示の年月日	概要	部局長の意見	管理受託者の意見	備考

- (注) 1 「条項別」欄には、取扱規則の関係する条項を記載する。
 2 「概要」欄には、取扱規則第7条の場合にあっては兼用工作物に該当するべきことについてとるべき措置の概要を記載し、以下同第8条、第8条の2又は第9条についても同様に記載する。

3 他目的への使用等の承認及び報告並びに他目的使用等の許可の状況

(部局名)						
条項別	種目	目的別	許可・承認件数	報告件数	計	備考
計						

- (注) 1 「条項別」欄には、取扱規則の関係する条項を記載する。
 2 「目的別」欄には、使用の目的（電柱設置、水道管理設、橋梁架設等）を記載する。
 3 「許可・承認件数」欄及び「計」欄には、農村振興局長の承認件数を上段に（ ）書き内数で記載する。

4 改築、追加工事等の承認の状況

(部局名)

条項別	種目	目的別	件数	備考
計				

(注) 1 「条項別」 欄には、取扱規則の関係する条項を記載する。

2 「備考」 欄には、基本通知 2-0-4 に基づき造成された共有施設がある場合には、相手方及び持分率を記載する。

5 原因者工事に係る契約の締結及び承認の状況

(部局名)

条項別	種目	目的別	件数	備考
計				

(注) 1 「条項別」 欄には、取扱規則の関係する条項を記載する。

2 「備考」 欄には、基本通知 2-0-4 に基づき造成された共有施設がある場合には、相手方及び持分率を記載する。

6 法第56条第2項の規定に基づく土地改良区の協議請求の状況

(部局名)

条項別	事業種類別	都道府県別	口座名	種目	種類	所在	構造及び規模	数量	承認年月日	管理受託者	兼用者	概要	兼用の用途又は目的	部局長の意見	管理受託者の意見	裁定申請の内容	備考

- (注) 1 「条項別」欄には、取扱規則の関係する条項を記載する。
- 2 「承認年月日」欄には、法第56条第2項（法第56条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による部局長の承認年月日を記載する。
- 3 「兼用者」欄には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係者の氏名又は名称を記載する。
- 4 「兼用の用途又は目的」欄には、下水道、工場廃水等の別を記載する。
- 5 「部局長の意見」欄には、法第56条第2項の規定による承認をした際に付した部局長の意見を記載する。
- 6 「管理受託者の意見」欄には、法第56条第2項の規定による管理受託者からの申請書に記載された管理受託者の意見を記載する。
- 7 「裁定申請の内容」欄には、法第56条第3項の規定による管理受託者からの申請書に記載された裁定申請の内容を記載する。

7 土地改良財産の用途廃止の状況

(部局名)

口座名	種目	数量	財産の処分等の目的別	件数	備考
計					

- (注) 1 本表は、取扱規則第18条により用途廃止したものについて記載する。
- 2 「財産の処分等の目的別」欄には、売払、物品へ編入等、条件付き譲与、管理費用の範囲内譲与、道路法譲与と記載する。

8 共有持分付与の状況

(部局名)

事業種類別	都道府県名	口座名	種目	種類	所在	構造及び規模	数量	管理受託者	指定年月日	共有持分付与先	持分率	使用目的	使用水量	概要	交付先			備考	
															交付先	交付率	交付額		
											%		m ³ /s		円		%	円	

- (注) 1 「指定年月日」欄には、令第55条の2第2号の基幹的な土地改良施設の指定があったものについて、その年月日を記載する。
- 2 「持分率」欄には、共有持分の付与対象者へ付与した持分率を記載する。
- 3 「交付率」欄には、共有対価収入のうち、都道府県へ交付金として交付した率を記載する。

9 管理委託実績報告

(1) 総括表

○○年度末現在
(部局名)

事業種類別	都道府県名	口座名	完了、施設完了の別	備考
完了 計			完了 施設完了	
施設完了 計				
合計				

- (注) 1 本表は、直轄、代行別に当該年度末に存する口座の全てについて記載する。
 2 当該年度中において口座の増減がある場合には、付表 1 に整理する。
 3 「事業種類別」欄には、かんがい排水、農地開発、区画整理、草地開発、干拓等の別を記載する。
 4 「備考」欄には、未委託等財産がある場合にその旨記載し、併せて付表 2 に整理する。

付表 1

○○年度における口座の増減状況表

口座名	直轄、代行の別	増又は減の内容	理由	備考

- (注) 1 本表は、直轄、代行別に該当年度の口座の増減状況を記載する。
 2 「口座名」欄には、当該年度において増減のあった口座名を記載する。
 3 「増又は減の内容」欄には、口座の設定又は閉鎖口座の概要を記載する。
 4 「理由」欄には、増又は減となった具体的な理由（例：○○口座へ整理替、施設完了に伴う新設等）を記載する。
 5 「備考」欄には、当該口座に存する種目、数量の概要等を記載する。

付表 2

未委託等の理由調書

口座名	未委託等の理由調書			
地区概要	造成施設の概要	管理委託等の予定者	未委託等の理由	処理方針及びスケジュール
1 事業目的				1 処理方針
2 事業施行地域				2 処理スケジュール
3 工期 等				3 相手方との協議経緯 等

- (注) 1 本表は、該当する口座単位を一葉として記載する。
 2 「管理委託等の予定者」欄には、管理委託及び譲与の予定者を記載する。
 3 「未委託等の理由」欄には、具体的な理由（未委託に至った原因、経緯、地元の意向等）を記載する。

(2) 施設種目別管理主体別施設数

○○年度末現在

(部局名)

管理主体等 種目	国	都道府県	市町村	土地 改良区	農協等	計	委託協議中 (未委託)	合 計
貯 水 池 頭 首 工 揚 水 機 場								
小 計								
水 道 路 通 渠 堤 水管理施設 發電施設 そ の 他								
計								

(注) 1 本表には、直轄地区のみ記載する。

2 「その他」には、防災施設及び雑工作物を記載する。

3 謙与に係る施設数については、各欄の上段に () 書き内数で記載する。